

さいたま市住宅ガイド

2024



はじめに

「さいたま市住宅ガイド」は、住まいに関する相談窓口や支援制度などについて、本市だけでなく国や埼玉県も含めた様々な住宅に関する施策をまとめたものです。

市民の皆様が住宅について何かお悩みを抱えている場合や、問い合わせ先をお調べになる際などにお役立てください。

なお、このガイドに掲載の情報は、発行後に変更となる場合がありますので、詳細については、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

このガイドのうしろに、付録「住まいの終活ノート」がついています。
思い立った時に、お住まいの状況を確認してみませんか。



さいたま市 PR キャラクター

目 次

1 住宅の取得・建替え・リフォーム等

(1) 相談窓口	
① 住まい相談プラザ.....	1
② 住まいるダイヤル.....	2
③ 市民相談.....	3
④ その他無料相談（住宅の取得・建替え・リフォーム等に関する支援）.....	4
⑤ 不動産取引に関する相談.....	4
⑥ 建設工事紛争相談.....	5
⑦ さいたま市消費生活総合センター.....	5
(2) 助成制度	
① 耐震化促進.....	6
② 民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金.....	7
③ バリアフリー助成.....	7
④ 「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金.....	11
⑤ 住宅省エネ2024キャンペーン.....	12
⑥ 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金.....	13
⑦ 長期優良住宅化リフォーム推進事業（令和6年度）.....	14
⑧ ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）関連の補助事業.....	15
⑨ 県産木材活用住宅等支援事業補助金.....	16
(3) 融資制度	
① 勤労者支援資金融資（住宅資金）.....	17
② 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）.....	17
③ 浸水住宅改良資金融資制度.....	17
④ 水洗便所改造資金貸付制度.....	18
⑤ フラット35.....	18
⑥ リ・バース60.....	18
⑦ リフォーム融資（高齢者向け返済特例）.....	19
⑧ 災害復興住宅融資.....	19
⑨ 不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度）.....	20
(4) 中古住宅の登録・紹介制度	
① 安心R住宅.....	21
② 安心中古住宅登録制度.....	22
③ 既存住宅売買かし保険.....	23
(5) その他	
① 長期優良住宅認定制度.....	24
② 低炭素建築物認定制度.....	24
③ リフォーム・リノベ事業者登録制度.....	25
④ 住宅性能表示制度.....	25
⑤ リフォーム工事かし保険.....	26
⑥ 住宅リフォーム事業者団体登録制度.....	27
⑦ 住まい再建事業者検索サイト.....	27
⑧ 住まいのあんしん総合支援サイト.....	28

2 分譲マンションに関すること

(1) マンション管理・再生に関する相談窓口	
① マンション管理相談.....	29
② マンションライフサイクルシミュレーション相談.....	29
③ 住まいるダイヤル.....	30
④ マンションの建替え等に関する相談窓口.....	30
(2) 支援制度	
① さいたま市分譲マンションアドバイザー派遣制度.....	31
② マンション管理計画認定制度.....	31
③ 管理計画認定手続支援サービス.....	32
(3) 支援団体	
① 埼玉県マンション居住支援ネットワーク.....	33
② (公財) マンション管理センター.....	34
(4) その他	
① マンションガイドブック.....	36
② 高層マンション防災ガイドブック.....	36
③ 建築基準法による定期報告.....	36
④ 防火管理者の届出及び消防用設備等の点検について.....	37
⑤ マンション維持・再生関連制度.....	37
⑥ かいけつサポート.....	39

3 賃貸住宅に関すること

(1) 相談窓口	
① 住まい相談プラザ.....	41
② 市民相談（賃貸住宅に関すること）.....	42
③ その他無料相談（賃貸住宅に関すること）.....	42
④ さいたま市消費生活総合センター.....	42
(2) 支援制度	
① さいたま市入居支援制度.....	43
② 埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度.....	43
③ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）.....	44
④ 高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事業.....	46
⑤ 母子父子寡婦福祉資金（転宅資金）.....	47
⑥ マイホーム借上げ制度.....	47
⑦ 家賃債務保証制度.....	48
⑧ 安心ちんたい検索サイト.....	48
⑨ 転居に要する費用の貸付（生活福祉資金貸付制度）.....	49
⑩ ひとり親家庭住宅支援資金（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付）.....	49
(3) 公的賃貸住宅等	
① 市営住宅.....	50
② 市民住宅（シビック住宅天沼）.....	52
③ 県営住宅.....	53
④ 公社賃貸住宅.....	55
⑤ UR賃貸住宅.....	56
⑥ サービス付き高齢者向け住宅.....	58

4 住環境・空き家に関すること

(1) 住環境に関すること	
① みどりの街並みづくり助成制度.....	59
② 生け垣助成制度.....	59
③ 自主的景観形成推進団体の認定及び助成制度.....	59
④ 浄化槽設置整備事業補助金（助成金）.....	60
⑤ 雨水貯留タンク設置補助制度.....	60
⑥ 私道排水設備工事補助制度.....	60
⑦ 私道舗装等整備費用補助制度.....	61
⑧ 生ごみ処理容器等購入費補助金.....	61
⑨ 狭あい道路拡幅整備事業.....	62
⑩ 中高層建築物の建築に係る紛争相談.....	62
⑪ 地区計画制度.....	63
⑫ 建築協定制度.....	63
⑬ 防犯の家認証事業.....	64
⑭ 住宅用火災警報器の設置・維持管理.....	65
⑮ 自治会への加入.....	66
(2) 空き家に関すること	
① 空き家の適正管理に関する相談.....	67
② マイホーム借上げ制度.....	67
③ さいたま市シルバー人材センターの空き家管理業務.....	68
④ 金融機関が実施する「空き家関連ローン」.....	69
⑤ 空き家の持ち主応援隊（埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度）.....	69
⑥ さいたま市空き家ワンストップ相談窓口.....	70
⑦ 「さいたま市版 すまいの終活ナビ」.....	70

5 福祉に関する相談窓口等

① シニアサポートセンター（地域包括支援センター）.....	71
② 障害者生活支援センター.....	72
③ 福祉まるごと相談窓口.....	73
④ 生活保護制度.....	74
⑤ 外国人総合相談センター埼玉.....	75

6 税・都市計画・建築・土木等

(1) 税に関すること	
① 税の種類と問い合わせ先.....	76
② 税制に関する特例.....	77
(2) 都市計画・建築・土木に関すること	
① 業務の担当区域.....	78
② 「都市計画指導課、公園整備課」で取り扱う主な業務と担当窓口.....	79
③ 「建設事務所」で取り扱う主な業務と担当窓口.....	80
④ その他関連する業務の窓口.....	81
各区役所の関係窓口一覧.....	83
市税事務所の関係窓口一覧.....	85

1 住宅の取得・建替え・リフォーム等

(1) 相談窓口

① 住まい相談プラザ〔埼玉県住宅供給公社〕



埼玉県住宅供給公社では、「住まい相談プラザ」において様々な住宅に関する相談を無料で受け付けています。相談内容により事前のご予約が必要となりますので、詳しくは住まい相談プラザにお問い合わせください。

1 相談について

相談の種類	内 容	開催日時
リフォーム専門相談	住宅リフォームの基本的な知識、業者の選び方、見積書の見方、契約の留意点、工事施行中の留意点などの相談を行います。 ※オンライン（ZOOM）相談可	第1・第3土曜日の午後開催（予約制）
法律特別相談	契約内容のトラブル（契約解除や損害賠償）、住宅の保証、住宅引き渡し後の不具合、敷金返還問題（退去時の原状回復費用）などの相談を弁護士が行います。 ※オンライン（ZOOM）相談可	月6回 平日の午後開催（予約制）
マンション管理専門相談	管理規約、管理組合運営、管理費の滞納請求、委託管理や自主管理、大規模修繕工事や長期修繕計画、防犯・防災対策等についての相談を行っています。 ※オンライン（ZOOM）相談可	日曜日の午後開催（予約制）
空き家相談	空き家・空き地の売却や管理、活用等の相談を行います。	第3火曜日の午後開催（予約制）
住まいにかかる一般相談、その他の相談	契約や瑕疵問題に関する一般的な相談、住宅建設・改修に係る技術的相談、建築家による建築相談、住宅ローン相談、住宅防犯相談、その他の相談を行っています。	※専門相談員による相談日については、お問い合わせください。（予約制）

2 問い合わせ、相談先

埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ	
電話・FAX	電話：658-3017 FAX：642-6890
住所	さいたま市大宮区錦町 630 JR大宮駅構内 JR大宮駅南改札（又は北改札）より徒歩1分
営業時間	10:00～18:30（受付時間：18:00まで） ※年末年始（12/29～1/3）を除く
ホームページ	https://www.saijk.or.jp/consultation/



② 住まいるダイヤル〔住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕



住まいるダイヤルは、法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅のトラブル等について、経験豊富な建築士の相談員が、電話で相談を受け付けています。

また、建設住宅性能評価を受けた住宅、住宅瑕疵担保履行法に基づく瑕疵保険が付いた住宅、住宅リフォーム及び既存（中古）住宅に関する相談では、弁護士会で弁護士と建築士が面談する専門家相談を受けていただくことができます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

1 相談について

相談の種類	内 容 (例)
新築住宅のご相談	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に不具合があるようで心配だ ・事業者の不具合の修理を依頼したが対応してもらえない ・契約金額や工期が契約通りになっていない
リフォームのご相談	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム工事に不具合があるようで心配だ ・事業者の説明や契約内容と工事が違っている ・訪問販売業者とリフォーム工事の契約をしたが、解約はできるか
既存（中古）住宅等のご相談	<ul style="list-style-type: none"> ・既存（中古）住宅に不具合があるようで心配だ ・既存（中古）住宅を購入したいが、どのような点に注意すればよいか

2 問い合わせ先

問い合わせ先 住まいるダイヤル（公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）
 ナビダイヤル：0570-016-100
 または 電話：03-3556-5147
 受付時間 10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）
 ホームページ <https://www.chord.or.jp/>

このガイドには、それぞれの取組みの概要について記載されています。
 詳細な内容については、ホームページのリンク先をご覧ください。
 各問い合わせ先までご連絡ください。



③ 市民相談



各区役所では、住宅や土地などに関する様々な相談に無料で応じています。

相談の予約は、電子申請又は各区役所暮らし応援室の窓口や電話で受け付けています。

日時や予約方法等の詳細については、市ホームページをご覧ください。各区役所暮らし応援室へお問い合わせください。

● 借地・借家相談（予約制）

- 1 相談内容 借地・借家に関する相談
- 2 場所・問い合わせ先 大宮区役所暮らし応援室

● 司法書士の登記・法律相談（予約制）

- 1 相談内容 登記、成年後見書類作成、簡易裁判所の調停・和解、クレジット、サラ金
- 2 場所・問い合わせ先 各区役所暮らし応援室
※法律相談は認定司法書士・140万円以内の紛争に限る

● 土地家屋調査士の登記相談（予約制）

- 1 相談内容 境界調査、測量、分・合筆、新築・増築・取壊しに関する登記
- 2 場所・問い合わせ先 大宮区・中央区・浦和区・岩槻区役所暮らし応援室

※下記ホームページに関する問い合わせ 市民生活安全課 電話：829-1214 FAX：829-1969
ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/004/p001597.html>

各区役所 暮らし応援室

西 区	電話：620-2626	FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6136	FAX：856-6273
北 区	電話：669-6026	FAX：669-6162	浦和区	電話：829-6049	FAX：829-6231
大宮区	電話：646-3026	FAX：646-3162	南 区	電話：844-7136	FAX：844-7270
見沼区	電話：681-6026	FAX：681-6162	緑 区	電話：712-1137	FAX：712-1272
中央区	電話：840-6026	FAX：840-6162	岩槻区	電話：790-0128	FAX：790-0262

④ その他無料相談（住宅の取得・建替え・リフォーム等に関する支援）

建設埼玉、埼玉土建、宅建協会が主催の無料相談を区役所で実施しています。詳細については、各実施団体にお問い合わせください。

● 住宅新增改築修繕相談

- | | |
|-----------------|--|
| 1 相談内容 | 住宅の新築・改築・増築・修繕に関する相談（法律相談を除く） |
| 2 場所 | 大宮区・中央区・浦和区・南区役所 |
| 3 問い合わせ先 | 建設埼玉大宮地区本部（電話：624-9145）大宮区
建設埼玉浦和地区本部（電話：825-2693）浦和区・南区
埼玉土建さいたま北支部（電話：669-5277）大宮区
埼玉土建さいたま南支部（電話：861-7111）中央区・浦和区・南区 |

● 宅建業協会の不動産相談

- | | |
|-----------------|--|
| 1 相談内容 | 不動産の売買・賃貸等の相談 |
| 2 場所 | 大宮区・岩槻区役所くらし応援室 |
| 3 問い合わせ先 | 宅建協会大宮支部（電話：643-5051）大宮区
宅建協会埼玉支部（電話：0480-31-1157）岩槻区 |

⑤ 不動産取引に関する相談



埼玉県建築安全課では、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づき宅地建物取引業者の指導・監督を行っており、その一環として、不動産の売買契約や賃貸借契約などに関するご相談を「対面」と「電話」でお受けします。（原則として電子メールでの相談は受け付けておりません。）

なお、損害賠償請求、契約解除、賃貸住宅の退去時の敷金返還や原状回復など、内容によっては他の相談窓口をご案内することがあります。（詳しくは下記のホームページをご確認ください。）

1 対面相談

- (1) 受付場所 埼玉県庁第 2 庁舎 1 階 建築安全課
- (2) 受付時間 平日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）9 時～11 時 30 分、13 時～16 時
- (3) 相談に必要な資料をご用意ください。資料がないと適切な回答ができないことがあります。
- (4) 相談時間は原則として 1 時間以内です。

2 電話相談

- (1) 電話 830-5488（直通）
 ※宅地建物取引業者と宅地建物取引士の手続に関することは、830-5492（直通）
- (2) 受付時間 平日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）9 時～11 時 45 分、13 時～16 時 30 分

問い合わせ先 埼玉県 建築安全課 電話：830-5488 FAX：830-4887

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/takkensoudan-main/fudousan-soudanmadoguchi.html>

⑥ 建設工事紛争相談



埼玉県建設管理課では、主に埼玉県知事許可業者に関する建設業法違反行為についての相談に応じています。相談内容によっては、別の相談窓口をご案内することもありますのでご了承ください。

【相談窓口】

埼玉県 県土整備部 建設管理課 審査・指導監督担当

(電話相談) 電話：830-5171

(面談相談) 場所：さいたま市浦和区高砂 3-15-1 県庁第 2 庁舎 3 階建設管理課分室

受付時間：県庁開庁日 9 時～11 時、13 時～16 時

問い合わせ先 埼玉県 建設管理課 電話：830-5171 FAX：830-4867

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetugyo/27.html>

⑦ さいたま市消費生活総合センター



- ・商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付けます。
- ・消費生活相談員が、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。
- ・相談内容によっては他機関を紹介させていただく場合があります。
- ・相談は無料です。
- ・契約書等の関係書類をご準備の上相談していただくとスムーズです。

センター名	場 所	受付時間	相談電話	月	火	水	木	金	土	日
消費生活 総合センター	大宮駅西口 JACK 大宮 6 階	9:00~16:30	645-3421	○	○	○	○	○	○	電話相談 (645-3421) 9:00~16:00
浦和消費 生活センター	浦和駅東口 コムナーレ 9 階	9:00~16:30	871-0164	○	○	○	○	○	○	
岩槻消費 生活センター	岩槻駅東口 岩槻区役所 3 階	9:00~12:00 13:00~16:30	749-6191	○	○	○	○	○	-	
ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/003/001/001/p009926.html										

住宅は、私たちの生活の基盤となるもので、福祉・環境・まちづくりなど、様々な分野と深く関わっています。

このガイドには、このような様々な分野の取組みを網羅して記載しています。



(2) 助成制度

① 耐震化促進



さいたま市では、地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内における既存建築物の耐震化を支援しています。各種の制度を利用するためには様々な条件がありますので、詳しい内容につきましては下記までお問い合わせください。

- **耐震アドバイザー派遣制度**

耐震診断や耐震改修についての講習会や研修会等を企画するグループに耐震アドバイザーを派遣し、耐震診断・改修に関する市民活動について支援します。

- **木造住宅耐震診断員派遣事業**

昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造在来軸組構法の戸建て住宅の耐震診断を実施したい方に、さいたま市から無料で耐震診断員を派遣します。

※当該事業において対象外となる、非木造の住宅等の耐震診断は、耐震補強等助成事業をご利用ください。

※申請期間は、各事業年度の4月1日から12月末日までです。

- **耐震補強等助成事業**

昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅・共同住宅等の耐震診断、補強設計、補強工事及び建替え工事の費用の一部を助成します。

※申請期間は、各事業年度の4月1日から1月末日までです。

ただし、1月末日までに事業の完了報告の提出が必要です。

- **耐震シェルター等設置支援事業**

地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、木造住宅の所有者が耐震シェルター等を設置する場合、その費用の一部を助成します。

※申請期間は、各事業年度の4月1日からです。

ただし、3月末日までに設置を完了し、助成金交付請求書の提出が必要です。

- **既存ブロック塀等改善事業**

地震発生時における、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図るため、道路等に面するブロック塀等の除去又は軽量フェンス等への建替えの費用の一部を助成します。

※申請期間は、各事業年度の4月1日から2月末日までです。

ただし、2月末日までに事業の完了報告の提出が必要です。

問い合わせ先 建築総務課 電話：829-1539 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/index.html>

② 民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金



アスベストが含有されているおそれのある吹付け材（吹付塗装は除く）の分析調査や、吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールの除去等を行う場合、費用の一部を補助します。

※申請期間は、各事業年度の4月1日から11月末日までです。

※申請の前に必ず事前相談を行ってください。事前相談は随時承ります。

問い合わせ先 建築総務課 電話：829-1539 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/010/p002621.html>

③ バリアフリー助成

③-1 介護保険給付（住宅改修費の支給）



介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援する制度です。

介護保険給付には、被保険者の住所地の住宅で、施工前に申請し、市が必要と認めた住宅改修に対して、20万円の費用額を上限として費用の保険給付割合相当額を支給する「住宅改修費の支給」があります。対象となる工事には、手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、和式から洋式への便器の取り替え、その他これらの各工事に付帯して必要な工事があります。

介護保険給付を受けるためには、要介護（要支援）の認定が必要となります。詳しくは、各区役所 高齢介護課（介護保険係）までお問い合わせいただくか、パンフレット「さいたま市の介護保険」（下記リンク先）をご覧ください。

問い合わせ先 各区役所 高齢介護課（介護保険係）（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/001/p031398.html>

各区役所 高齢介護課（介護保険係）

西 区	電話：620-2668	FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6178	FAX：856-6271
北 区	電話：669-6068	FAX：669-6167	浦和区	電話：829-6153	FAX：829-6238
大宮区	電話：646-3068	FAX：646-3165	南 区	電話：844-7178	FAX：844-7277
見沼区	電話：681-6068	FAX：681-6160	緑 区	電話：712-1178	FAX：712-1270
中央区	電話：840-6068	FAX：840-6167	岩槻区	電話：790-0169	FAX：790-0267

③-2 介護予防高齢者住環境改善支援事業



要介護状態等となるおそれの高い方の居宅を改善するための経費の一部又は全部を補助します。

工事着工前に補助金の交付決定を受ける必要があります。

1 対象者

次に掲げるすべての要件に該当する方

- ① 市内に1年以上居住し、かつ在宅で生活する65歳以上の方
- ② さいたま市の介護保険の被保険者であること
- ③ 申請時において、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けておらず、かつ認定を受けるための申請を行っていないこと
- ④ シニアサポートセンター（地域包括支援センター）又は各区高齢介護課が実施した基本チェックリストにおいて、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた方
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

2 対象工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥ その他これらの工事に付帯して必要な工事

※事前に居住地を担当するシニアサポートセンター（地域包括支援センター）の確認を受けることが必要です。

3 補助額

- ① 介護保険料第1段階・2段階の方は全対象経費（上限15万円）
- ② 介護保険料第3段階以上の方は対象経費の2/3（上限10万円）

※以前にこの制度の支給を受けた方が、再度申請する場合、15万円から既に支給された分に関する対象経費を差し引いた額が、対象経費の限度額となります。

問い合わせ先 各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/007/007/007/p018981.html>

各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）

西 区	電話：620-2667	FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6177	FAX：856-6271
北 区	電話：669-6067	FAX：669-6167	浦和区	電話：829-6152	FAX：829-6238
大宮区	電話：646-3067	FAX：646-3165	南 区	電話：844-7177	FAX：844-7277
見沼区	電話：681-6067	FAX：681-6160	緑 区	電話：712-1177	FAX：712-1270
中央区	電話：840-6067	FAX：840-6167	岩槻区	電話：790-0168	FAX：790-0267

③-3 要介護高齢者居宅改善費補助事業

日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く。）をするための経費の一部を補助します。（補助は1回限りとし、工事着工前に事前申請を行い、補助の交付決定を受ける必要があります。）

1 対象者

次に掲げるすべての要件に該当する方のために高齢者の居宅の改善工事を行う方

- ① 市内に1年以上居住し、かつ、満65歳以上の方
- ② さいたま市の介護保険の被保険者であること
- ③ 身体上の障害のため日常生活に支障があり、かつ、介護保険制度における要介護・要支援認定を受けていること
- ④ 介護保険料段階が1・2・3であること
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと
- ⑥ 介護保険施設又は病院などに入所・入院していないこと

2 対象となる経費

高齢者又はその介助者の動作に著しい障害となっている居宅の状況を改善するためのものであって、介護保険給付対象以外の工事

3 補助額

30万円を上限として、対象経費の3分の2の額を補助します。

問い合わせ先 各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）（下記参照）

各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）

西 区	電話：620-2667	FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6177	FAX：856-6271
北 区	電話：669-6067	FAX：669-6167	浦和区	電話：829-6152	FAX：829-6238
大宮区	電話：646-3067	FAX：646-3165	南 区	電話：844-7177	FAX：844-7277
見沼区	電話：681-6067	FAX：681-6160	緑 区	電話：712-1177	FAX：712-1270
中央区	電話：840-6067	FAX：840-6167	岩槻区	電話：790-0168	FAX：790-0267

高齢福祉サービスと介護保険で共通するサービスは、介護保険が優先です。介護保険の対象となった方は、介護保険サービスから利用していただくことになります。



③-4 障害者総合支援法のサービス



障害のある方の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業が利用できます。

この中で、日常生活用具の給付・貸与も行っており、障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものについて給付する事業も実施しています。

※障害部位等により給付・貸与の対象品目が異なります。

※施設入所中、入院中の方は給付・貸与の対象品目が限定されます。

※介護保険の給付対象となる品目は、対象外となります。

詳しい内容については、各区役所 支援課までお問い合わせください。

問い合わせ先 各区役所 支援課（障害福祉係）（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/003/p035472.html>

③-5 重度身体障害者（児）居宅改善整備費の補助



肢体不自由者（児）が生活しやすいように、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

※介護保険・障害者総合支援法の給付対象となる改修は対象外となります。必ず事前にご相談ください。

- 1 対象 身体障害者手帳をお持ちで肢体不自由1級から3級の方
※所得により対象とならない場合があります。
- 2 補助額 改修費用の3分の2（限度額30万円）
- 3 申請 身体障害者手帳、見積書、図面、改善前・改善後の写真など

問い合わせ先 各区役所 支援課（障害福祉係）（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/003/p001355.html>

各区役所 支援課（障害福祉係）

西 区 電話：620-2662 FAX：620-2766

桜 区 電話：856-6172 FAX：856-6276

北 区 電話：669-6062 FAX：669-6166

浦和区 電話：829-6143 FAX：829-6239

大宮区 電話：646-3062 FAX：646-3166

南 区 電話：844-7172 FAX：844-7276

見沼区 電話：681-6062 FAX：681-6166

緑 区 電話：712-1172 FAX：712-1276

中央区 電話：840-6062 FAX：840-6166

岩槻区 電話：790-0163 FAX：790-0266

④ 「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金



1 補助対象

- ・市民（これから市民になる方を含む）が、自ら居住する住宅に省エネ対策（下記参照）を実施するために要する費用の一部を補助します。
- ・集合住宅に高遮熱塗装を実施する場合のみ、管理組合が申請者となることも可能です。
- ・省エネ対策の工事完了日が、令和6年3月16日（土）から令和7年3月15日（土）までのものが対象となります。
- ・補助金交付には、市税に滞納がないことなどの条件があります。

2 省エネ対策の種類及び補助金額

省エネ対策の種類	補助金額
太陽光発電設備	【5kW未満】 25,000円 【5kW以上】 55,000円
太陽熱利用システム（自然循環型）	30,000円
太陽熱利用システム（強制循環型）	50,000円
家庭用燃料電池（エネファーム）	40,000円
家庭用蓄電池	蓄電池容量（メーカー公表値）1kWhにつき 20,000円（上限額 120,000円）
V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム※ ¹	50,000円
地中熱利用システム	300,000円
高遮熱塗装（既築の屋根面のみ）	塗装面積 1㎡あたり 400円 （上限額）戸建住宅 20,000円 集合住宅 500,000円
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）	5,000円
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※ ²	200,000円

※1 電気自動車等受給電設備の略

※2 ZEHを申請する場合、家庭用蓄電池以外のメニューとの併用不可

●市内事業者による加算制度があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 ゼロカーボン推進戦略課 電話：829-1316 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/015/010/001/index.html>

⑤ 住宅省エネ2024キャンペーン



⑤-1 子育てエコホーム支援事業

子育てエコホーム支援事業は、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る事業です。

- 1 補助対象** 新築（注文・分譲）：子育て世帯^{※1}または若者夫婦世帯^{※2}
 リフォーム：世帯を問わず、対象となるリフォームをした方

- ※1「子育て世帯」：申請時点において、子を有する世帯(令和5年4月1日時点で18歳未満、すなわち平成17年4月2日以降出生の子。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合には、令和4年4月1日時点で18歳未満、すなわち平成16年4月2日以降出生の子。)
 ※2「若者夫婦世帯」：申請時点において夫婦であり、令和5年4月1日時点でいずれかが39歳以下である世帯(令和6年3月末までに工事着手する場合には、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下の世帯。)

- 2 申請期間** 令和6年4月2日～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）
 ※申請は登録事業者を通じて行います。

⑤-2 先進的窓リノベ2024事業

先進的窓リノベ2024事業は、断熱窓への改修を促進し既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現および家庭からのCO2排出削減に貢献するとともに、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化と成長を実現させることを目的とする事業です。

- 1 補助対象** 住宅に行う開口部（窓）の断熱性能を向上する事業
2 申請期間 令和6年3月29日～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）
 ※申請は登録事業者を通じて行います。

⑤-3 給湯省エネ2024事業

給湯省エネ2024事業は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

- 1 補助対象** 戸建、共同住宅等に寄らず、住宅に高効率給湯器を設置する事業
2 申請期間 令和6年3月29日～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）
 ※申請は登録事業者を通じて行います。

⑤-4 賃貸集合給湯省エネ 2024 事業

賃貸集合給湯省エネ 2024 事業は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、特に賃貸集合住宅に対する小型の省エネ型給湯器の導入支援を行うことによりその普及拡大を図り、「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

- 1 補助対象** 既存賃貸集合住宅の 1 棟あたり賃貸住戸 2 戸以上（令和 5 年 12 月 15 日以前の着工、または賃貸住戸数が 10 戸未満の賃貸集合住宅は、1 戸以上）の住戸について、従来型給湯器を、補助対象である小型の省エネ型給湯器に交換する事業
- 2 申請期間** 令和 6 年 3 月 29 日～予算上限に達するまで（遅くとも令和 6 年 12 月 31 日まで）
※申請は登録事業者を通じて行います。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先	住宅省エネ 2024 キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 ナビダイヤル 0570-055-224 IP 電話等からは 03-6625-2874 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝含む）
ホームページ	https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/

⑥ 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金



家庭部門の脱炭素化を促進するため、自らが居住する既存住宅に新たに省エネ・再エネ活用設備（太陽光発電設備・太陽熱利用システム・蓄電池・エネファーム）を導入する方に、予算の範囲内において、補助金を交付する制度です。

- 1 対象住宅** 自己が居住する既存住宅
- 2 受付期間** 令和 7 年 1 月 31 日まで
※予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了することがあります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先	
(1) 太陽光発電設備・太陽熱利用システムに関すること 埼玉県 エネルギー環境課 住宅等省エネルギー推進担当 電話：830-3042 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/hojyokin2.html	
(2) 蓄電池・エネファームに関すること 特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉 電話：767-6151 受付時間：9:30～16:50（土・日・祝日、年末年始を除く） https://www.kannet-sai.org/hojokin/	

⑦ 長期優良住宅化リフォーム推進事業（令和6年度）

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修、防災性・レジリエンス性の向上改修に対して、その費用の一部を予算の範囲内において国が補助するものです。

1 主な要件

- ① リフォーム工事前にインスペクション（建物の現況調査）を実施すること
- ② リフォーム工事後に一定の住宅性能を満たすこと
- ③ リフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること

2 補助額 補助率：3分の1
限度額：80万円／戸 等

問い合わせ先 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局
電子メール：qanda@choki-reform.com
電話：03-5805-0522 平日 10:00～16:00（12:00～13:00 除く）
FAX：03-5805-0533

ホームページ https://www.kenken.go.jp/chouki_r/

令和6年度事業の交付申請受付は一部を除いて令和6年5月末時点で停止しています。詳しくは上記HPをご確認ください。

⑧ ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）関連の補助事業

1 ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

2 ZEHのメリット

（1）経済性

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができます。さらに、太陽光発電等の創エネについて売電を行った場合は収入を得ることができます。

（2）快適・健康性

高断熱の家は、室温を一定に保ちやすいので、夏は涼しく、冬は暖かい、快適な生活が送れます。さらに、冬は、効率的に家全体を暖められるので、急激な温度変化によるヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果もあります。

（3）レジリエンス

台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができ、非常時でも安心な生活を送ることができます。

3 ZEH関連の補助事業について

ZEH 関連の補助事業については、経済産業省・国土交通省・環境省との3省連携で実施しています。

詳しくは、ホームページ（下記リンク先）をご参照ください。

経済産業省

ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html



国土交通省

ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html



環境省

ホームページ <https://zehweb.jp/>



⑨ 県産木材活用住宅等支援事業補助金



埼玉県の森林の約半分はスギ・ヒノキなど木質資源の活用を目的とした人工林です。しかし現在、人工林の約 8 割が柱などの木材に適した林齢（年齢）に達している一方、若い森林は数パーセントしかないという状態になっています。

二酸化炭素の吸収・固定能力の高い若い森林が少ないことも問題ですが、このまま推移すると製材に適した大きさの木材の供給ができなくなり、環境に負担をかけず再生産できる「木材」という資源の供給が滞る恐れもあります。

この事業は「彩の国みどりの基金」を活用し、住宅・事務所・店舗等（以下、住宅等という）における県産木材の利用拡大による「伐って・使って・植えて・育てる」という森林の循環利用を促進させる事を目的として、県産木材を使って住宅等を建てる工務店等に建築費用の一部を助成します。

1 対象住宅等 県産木材を一定以上活用した住宅等が対象

2 補助対象 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事業、大工工事業若しくは内装仕上工事業の許可を受けている者（工務店等）

3 主な要件

(1) 住宅等の新築、販売

県産木材の使用割合（単位：立方メートル）が全体の木材使用量の 40 パーセント以上であること

(2) 住宅等の増改築

増改築に係る県産木材の使用量が 3 立方メートル以上であること

(3) 住宅等の内装木質化

12 ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積（壁等にあつては垂直投影面積、床、天井等にあつては水平投影面積のそれぞれの合計）が 7 平方メートル以上であること

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先

(1) 申請に関すること

一般社団法人 埼玉県木材協会

電話：822-2568 受付時間：9:00～16:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

<https://www.mokkyo-saitama.jp/>



(2) 制度に関すること

埼玉県 農林部 森づくり課 木材利用推進・林業支援担当

電話：830-4318 F A X：830-4839

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/mokuzai-hojo.html>



(3) 融資制度

① 勤労者支援資金融資（住宅資金）



新築・住宅（中古住宅、マンションを含む）を購入する際や現に居住している住宅の増改築・補修（リフォーム）を行う場合、500万円を限度に中央労働金庫を通じて必要資金を融資します。

※同一事業所に1年以上勤務している方（事業主や事業専従者の方は対象外）、安定継続した年収（前年税込年収150万円以上）のある方などの要件があります。

申込要件や必要書類等の詳細については、中央労働金庫（さいたま支店、大宮支店）へお問い合わせください。

問い合わせ先	(1) 申請に関すること
	中央労働金庫 さいたま支店 電話：864-0500
	大宮支店 電話：645-0011
	(2) 制度に関すること
	労働政策課 電話：829-1370 FAX：829-1944
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/005/005/p014083.html

② 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）



母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を融資する制度です。

母、父または寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金を融資します。

申請先は各区役所支援課ですが、事前に子育て支援課にお問い合わせください。資金ごとに要件があり、生活状況や返済能力を調査・審査します。

※子育て支援課には、母子・父子自立支援員およびひとり親家庭就業・生活相談員がおり、母子父子寡婦福祉資金に関するご相談に応じます。まずは、お電話でご相談ください。

問い合わせ先	子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター
	電話：829-1948 FAX：829-1960
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/004/p001440.html

③ 浸水住宅改良資金融資制度



降雨等からの浸水を防ぐため、住宅の床面を高くするための工事及び直接これに付随する工事を行う場合、300万円を限度に必要な資金を融資します。詳細につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ先	住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/009/p000007.html

④ 水洗便所改造資金貸付制度



公共下水道処理区域内では、既設のトイレ（浄化槽によるトイレを含む）を公共下水道に接続する水洗トイレに改造するための工事費について、自己資金のみでは不足する方に、その費用をお貸ししています。

※貸付には様々な条件があります。詳細につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ先	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は 北部建設事務所 下水道管理課 電話：646-3249 FAX：646-3267 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は 南部建設事務所 下水道管理課 電話：840-6249 FAX：840-6269
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/003/005/003/p003179.html

⑤ 【フラット35】〔住宅金融支援機構〕



民間金融機関と住宅金融支援機構が提携し、申込者または親族が居住するための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入資金に対し、最長35年の長期固定金利住宅ローンを提供します。子育て支援施策として、こどもの人数に応じた金利引下げ等、多彩な金利引下げメニューがあります。申込みは、【フラット35】取扱金融機関の窓口で受け付けています。

なお、金利・融資手数料は金融機関によって異なります。

※投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

※機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

問い合わせ先	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-0860-35 受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-0420（通話料がかかります。）
ホームページ	https://www.flat35.com

⑥ 【リ・バース60】〔住宅金融支援機構〕



【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。元金はお客さまが亡くなられたときに相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅及び土地）の売却によりご返済いただく商品です。一般的な住宅ローンよりも毎月の支払の負担が少なく、例えば年金収入の方にもご利用いただいています。

お申込みの条件や商品の詳細など取扱金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にお問合せください。

問い合わせ先	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-9572-60 受付時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く） PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-0405（通話料がかかります。）
ホームページ	https://www.jhf.go.jp

⑦ リフォーム融資（高齢者向け返済特例）〔住宅金融支援機構〕



満 60 歳以上の方が部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、毎月のお支払を利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅および敷地の売却、自己資金などにより、一括してご返済いただく融資です。

● 融資限度額

- ・「保証ありコース」の場合
1,500 万円、または、機構が承認している保証機関（（一財）高齢者住宅財団）が保証する限度額のいずれか低い額
- ・「保証なしコース」の場合
1,500 万円、または、機構による担保評価額（建物と土地の担保評価額の合計額）のいずれか低い額
※住宅部分の工事費が上限となります。

問い合わせ先 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
電話：0120-0860-35 受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-0420（通話料がかかります。）
ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

⑧ 災害復興住宅融資〔住宅金融支援機構〕



住宅金融支援機構では、災害により被災された方向けに、被災住宅復旧のための災害復興住宅融資の申込みを受け付けています。地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方が、ご自分が居住する住宅等を建設又は補修等する場合にお申込みいただけます。

● 融資限度額

【建設の場合】	【購入の場合】	【補修の場合】
（土地を取得する場合） 5,500 万円	5,500 万円	2,500 万円
（土地を取得しない場合） 4,500 万円		

※各所要額（建設費等）が上記金額より低い場合その金額が限度となります。（10 万円以上 1 万円単位）

問い合わせ先 住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル
電話：0120-086-353 受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-0420（通話料がかかります。）
ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

⑨ 不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度）〔埼玉県社会福祉協議会〕

一定の居住用不動産を所有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸付けする制度で、さいたま市社会福祉協議会が相談・申込の窓口を担っています（実施主体は埼玉県社会福祉協議会）。

※貸付けには一定の要件と審査があります。

問い合わせ先

（１）相談・申込先

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会（各区事務所）（下記参照）

ホームページ <http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyou-syousai-fukushishikin.html>



（２）制度に関する問い合わせ先

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 電話：822-1192 FAX：822-1449

ホームページ https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_1.html



さいたま市社会福祉協議会（各区事務所）

西 区	電話：622-3333	FAX：622-1991	桜 区	電話：852-1611	FAX：852-1811
北 区	電話：653-1177	FAX：653-6006	浦和区	電話：834-3131	FAX：833-3199
大宮区	電話：646-4441	FAX：646-4447	南 区	電話：838-1818	FAX：838-2700
見沼区	電話：684-3322	FAX：684-2200	緑 区	電話：874-0022	FAX：874-2900
中央区	電話：854-3724	FAX：854-3511	岩槻区	電話：757-9291	FAX：756-3064

(4) 中古住宅の登録・紹介制度

① 安心R住宅



安心R住宅とは、耐震性などの条件を満たし、リフォームなどについての情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録した「安心R住宅」のロゴマークを付け、物件選びに役立つ基礎的な情報を分かりやすく提供するものです。本制度の運用は、国に登録された事業者団体が行います。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html)



安心R住宅

① 基礎的な品質があり「安心」

◇新耐震基準等に適合
◇インスペクション(建物状況調査等)の結果、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合
(インスペクションのイメージ)



(戸建住宅の場合)

② リフォーム工事が実施されていて「きれい」

◇リフォーム工事によって従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されている
◇リフォーム工事を実施していない場合は、費用情報を含むリフォーム提案書がある

連携

(仲介事業者等) (住宅リフォーム事業者)

- ・既存住宅だけど、きれい
- ・これからリフォーム工事にかかる費用やリフォーム工事後のイメージがわかる 等

③ 情報が開示されていて「わかりやすい」

◇広告時に点検記録等の保管状況が示され、さらに求めに応じて詳細情報が開示される
(情報開示イメージ)

広告時の情報開示
 ・点検記録簿
 ・点検写真
 ・保証書
 ・保証料
 ・保証期間

→

買収時に詳細情報を開示
 (仲介事業者等)

- ・今までに実施した点検や修繕の内容がわかる
- ・どんな保険・保証がつくかわかる 等

相談できる

◇事業者団体が相談窓口を設置している

・トラブルがあっても相談できる 等

<制度全般に関する問合せ先>

◇国土交通省住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 付 電話: 03-5253-8111(内線: 39449)

登録事業者団体一覧(令和6年5月1日時点)

登録事業者団体の名称(略称)	相談等に応ずる事務所の連絡先
一般社団法人優良ストック住宅推進協議会 (スムストック)	(一社) 優良ストック住宅推進協議会 事務局 電話: 03-6272-6844 FAX: 03-6272-6843 メール: info01@sumstock.jp
一般社団法人リノベーション協議会	(一社) リノベーション協議会 本部事務局 電話: 03-3486-2512 FAX: 03-3486-2511 メール: info@renovation.or.jp
公益社団法人全日本不動産協会 ((公社) 全日本不動産協会)	全日「安心R住宅」相談センター 電話: 03-6272-8688 メール: zennichi.anshinr@zennichi.or.jp
一般社団法人石川県木造住宅協会	(一社) 石川県木造住宅協会 安心R住宅相談センター 電話: 076-240-4081 FAX: 076-240-4051 メール: info@jiwood.or.jp
一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会 (J E R C O)	(一社) 日本住宅リフォーム産業協会 本部事務局 電話: 03-5541-6050 FAX: 03-5541-0127 メール: info@jerco.gr.jp URL: https://www.jerco.or.jp/contact/

一般社団法人住まい管理支援機構 (HMS 機構)	(一社) 住まい管理支援機構 事務局 電話: 0120-960-148 FAX: 052-950-3773 メール: info@sumai-anshin.org
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 (全宅連)	各都道府県宅地建物取引業協会 相談窓口一覧 URL: https://www.zentaku.or.jp/takken/
一般社団法人全国住宅産業協会 (全住協)	(一社) 全住協安心R住宅制度 相談受付窓口 電話: 03-3511-0611 FAX: 03-3511-0616
一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会	(一社) ステキ信頼リフォーム推進協会 消費者相談窓口 電話: 045-501-5544 メール: info@anr.or.jp
一般社団法人耐震住宅 100 パーセント実行委員会 (耐震住宅 100%実行委員会)	(一社) 耐震住宅 100 パーセント実行委員会 事務局 電話: 03-6897-6789 メール: info@taishin100.or.jp
一般社団法人日本木造住宅産業協会 (木住協)	(一社) 日本木造住宅産業協会 生産技術部 事務局 電話: 03-6893-1177 FAX: 03-5114-3020 メール: anshinR@mokujukyo.or.jp
一般社団法人安心ストック住宅推進協会 (安心ストック)	(一社) 安心ストック住宅推進協会 事務局 電話: 03-3375-1261 FAX: 03-3375-1260 メール: info@anshin-stock.com

② 安心中古住宅登録制度〔埼玉県住まいづくり協議会〕



住宅メーカーや金融機関、公的機関などが構成員となっている埼玉県住まいづくり協議会が主体となり、住宅瑕疵担保責任保険の加入や耐震基準を満たすなどの一定の条件を満たした中古住宅を「安心中古住宅」として登録する制度です。「安心中古住宅」として認定された物件は、販売広告などに認定マークを使用できるほか、HPに掲載されるため、宣伝効果が期待できます。

● 物件登録必須要件

- ・住宅瑕疵担保責任保険への加入（またはインスペクション+自社保証）
- ・アフターメンテナンス窓口の設置
- ・耐震基準の確認書類

問い合わせ先 埼玉県住まいづくり協議会 電話：830-0033 FAX：830-0034
ホームページ <http://saitama-anshin.jp>

③ 既存住宅売買かし保険



購入した中古住宅に構造上の不具合や雨漏り等が生じた場合、保険金が修補費用等として支払われます。

● 既存住宅売買かし保険のポイント

- ・保険の加入者は宅建業者もしくは検査会社（※1）です。消費者の方が直接加入することはできません。
- ・保険の対象は構造耐力上主要な部分（柱や土台など）または雨水の浸入を防止する部分（屋根や外壁など）の不具合です。特約により給排水管路や設備等を対象にすることもできます。（※2）
- ・保険期間は引き渡し日から5年間、2年間または1年間です。（※2）
- ・万が一、引き渡し後に保険の対象となる不具合（雨漏れなど）が発生した場合、保険金が補修費用等として支払われます。（保険金は保険加入者に支払われます。）

※1 保険に加入することができる宅建業者もしくは検査会社は、住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページで検索できます。

※2 特約の対象部位、保険期間については保険法人によって異なる場合があります。

【かし保険協会公式】アニメ動画 下記リンクまたはご登録をお願いします。

安心安全な既存住宅売買のすすめ～既存住宅状況調査と既存住宅売買かし保険の活用
(<https://www.youtube.com/watch?v=Qx6cT5trsC4>)



既存住宅売買瑕疵保険 個人間売買の詳細ご説明リーフレットはこちら↓
(<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/kizon/kizonbaibaikojin-chirashi.php>)



既存住宅売買かし保険の利用ができる登録事業者の検索はこちら↓
(<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/kizon/search.php>)



問い合わせ先 一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 電話：03-3580-0236

ホームページ <https://www.kashihoken.or.jp/>

(5) その他

① 長期優良住宅認定制度



長期優良住宅認定制度とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、建築主等が作成した一定の面積を有する住宅の建築計画や維持保全計画について、長期使用構造等の性能や良好な景観形成等に配慮した居住環境である場合に所管行政庁が認定する制度です。

長期優良住宅は、住宅を長持ちさせることにより、環境負荷の軽減や住宅に係る費用負担の軽減、住宅の資産価値の向上につながります。

なお、長期優良住宅の認定を受けた住宅で、一定の条件を満たす場合には、税制の優遇措置を受けることができます。

問い合わせ先 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区の方は
 北部建設事務所 建築指導課 電話：646-3235 FAX：646-3268
 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区の方は
 南部建設事務所 建築指導課 電話：840-6236 FAX：840-6267
 ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/016/p085614.html>

② 低炭素建築物認定制度



「都市の低炭素化の促進に関する法律」では、市街化区域等内において、低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁へ申請することができます。申請を受けた所管行政庁は、低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化を促進するための基準に適合するときは、計画を認定することとしております。

なお、低炭素建築物の認定を受けた住宅で、一定の条件を満たす場合には、税制の優遇措置を受けることができます。

問い合わせ先 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区の方は
 北部建設事務所 建築審査課 電話：646-3242 FAX：646-3268
 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区の方は
 南部建設事務所 建築審査課 電話：840-6242 FAX：840-6267
 ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/017/p020473.html>

③ リフォーム・リノベ事業者登録制度〔埼玉県住まいづくり協議会〕



リフォーム・リノベ事業者登録制度は、埼玉県住まいづくり協議会が立ち上げた制度で、埼玉県内のリフォーム事業者を募って登録し、2か月に一度開催予定の講習会への参加実績をホームページで年に一度公表するというものです。

これにより消費者はリフォーム事業者選びに客観的基準を得ることができ、複数選んだ候補に見積もりを依頼し、信頼できると判断した事業者に依頼することができるようになります。

※埼玉県住まいづくり協議会は、行政・公益団体・民間企業が共にネットワークを持ち、互いに知見を持ち寄って、各々の発展、地域の発展、埼玉県民の安心・安全・快適な住宅、住環境の創造に寄与していこうとする団体です。

問い合わせ先 埼玉県住まいづくり協議会 電話：830-0033 FAX：830-0034

ホームページ https://www.sahn.jp/?page_id=21

④ 住宅性能表示制度



住宅性能表示制度は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために作られた制度で、具体的には次のような内容となっています。

- 1 住宅の性能（耐震性、省エネルギー性、耐久性等）に関する表示の共通ルール（表示の方法、評価の方法の基準）を設け、住宅の各種性能を等級で表示することなどにより、消費者がいろいろな住宅の性能を相互比較することができます。
- 2 住宅の性能に関する評価は、国土交通大臣等に登録された第三者機関である登録住宅性能評価機関が、住宅の性能の評価を行います。

「登録住宅性能評価機関の検索サイト」

(https://www.hyoukakyokai.or.jp/kikan/hyouka_search.php)

- 3 評価では、設計段階で行う「設計住宅性能評価」と設計図書等のとおり施工されているかを現場検査により確認する「建設住宅性能評価」（任意）の2種類があります。
- 4 新築住宅のほか、既存住宅（中古住宅）に対する住宅性能表示制度もあります。



問い合わせ先 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

電話：03-5229-7440 FAX：03-5229-7443

ホームページ <https://www.hyoukakyokai.or.jp>

⑤ リフォーム工事かし保険



リフォーム工事の設計・施工のミスによる不具合（構造上の不具合や雨漏り等）が工事完了後に発見された場合、保険金が修補費用等として支払われます。

● リフォーム工事かし保険のポイント

- ・保険の加入者はリフォーム工事業者（※1）です。消費者の方が直接加入することはできません。
- ・保険の対象はリフォーム工事を行った部分の不具合です。
- ・保険期間は構造耐力上主要な部分（柱や土台など）と雨水の浸入を防止する部分（屋根や外壁など）の工事で5年間、それ以外（内装など）の工事で2年間または1年間です。（※2）

※1 保険に加入することができるリフォーム工事業者は、住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページで検索できます。

※2 保険期間については保険法人によって異なる場合があります。

【かし保険協会公式】アニメ動画 下記リンクまたはご登録をお願いします。

安心安全なリフォームのすすめ～既存住宅状況調査とリフォームかし保険の活用
(<https://www.youtube.com/watch?v=ODycE3nCOH8>)



リフォーム工事かし保険の詳細ご説明リーフレットはこちら↓
(<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/reform/reform-chirashi.php>)



リフォーム工事かし保険の利用ができる登録事業者の検索はこちら↓
(<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/reform/search.php>)



問い合わせ先 一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 電話：03-3580-0236

ホームページ <https://www.kashihoken.or.jp/>

⑥ 住宅リフォーム事業者団体登録制度



住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境を整備するために、以下のような一定の条件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を登録する制度です。

1 登録団体の特徴

- ・消費者からの相談窓口を設置している
- ・会員事業者への研修などを行っている など



このロゴマークが目印です。

2 ホームページ

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」に登録された団体に加盟しているリフォーム事業者は、下記ホームページから検索できます。

(<https://www.j-reform.com/reform-dantai/kensaku.php>)

⑦ 住まい再建事業者検索サイト



災害などにより被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を検索できるサイトです。

1 さいたま市における災害に関しては、現状、主に以下を対象としています。

「令和元年台風第 15 号・19 号」 ※対象は県単位

2 ホームページ

「住まい再建事業者検索サイト」に登録されたリフォーム事業者は、下記ホームページから検索できます。

(<https://sumai-saiken.jp>)

⑧ 住まいのあんしん総合支援サイト



住まいのあんしん総合支援サイトは、国土交通省が開設しているサイトで、住宅の売買やリフォームに関する諸制度について記載されています。

1 サイト紹介

・ 住宅瑕疵担保履行法について

新築住宅を引き渡す建設業者・宅建業者に対し、保険加入等による資力確保措置を義務づける住宅瑕疵担保履行法について紹介されています。

・ 住宅事業者の方向け情報

新築住宅、中古住宅の流通やリフォーム工事に関わる事業者の方に、保険制度や補助制度など事業をより円滑に進めるための諸制度について紹介されています。

・ 住宅消費者の方向け情報

新築住宅や中古住宅の取得をお考えの方や住宅リフォームをお考えの方を様々なトラブルから守る仕組みについて紹介されています。

2 ホームページ

詳細につきましては下記リンク先「住まいのあんしん総合支援サイト」をご参照ください。

(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>)

2 分譲マンションに関すること

(1) マンション管理・再生に関する相談窓口

① マンション管理相談

マンション管理士によるマンション管理相談が、市内各地で行われております。詳しくは、下記までお問い合わせください。

市内でのマンション管理相談一覧

相談	場所	日時	問い合わせ先
埼玉県マンション居住 支援ネットワーク (P.33)	埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ (JR 大宮駅コンコース内)	毎週日曜日 ①13:00~14:00 ②14:15~15:15 (予約制)	埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ 電話：658-3017
さいたま総合行政相談所 (総務省 関東管区行政評価局)	JR 武蔵浦和駅 南ビル「マーレ」2階	毎週日曜日 (12/29~1/3を除く) 13:00~16:00 (予約不要)	さいたま総合行政相談所 電話：839-8150

② マンションライフサイクルシミュレーション相談



市内の分譲マンションの管理の適正化を推進するため、独立行政法人住宅金融支援機構の職員による「マンションライフサイクルシミュレーション」の相談窓口（無料）を設け、長期修繕計画の作成や見直しを支援します。相談利用に要する費用は無料です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1518 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/014/p097870.html>

③ 住まいるダイヤル〔住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕



住まいるダイヤルは、法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。

住宅に関するさまざまな相談について、経験豊富な建築士の相談員が、電話で受け付けています。マンションの建替えや敷地売却に関する相談についても受け付けています。

管理組合や区分所有者等で専門的な相談をご希望の方は、弁護士会で弁護士と建築士等が面談する専門家相談を受けていただくことができます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

<p>問い合わせ先 住まいるダイヤル（公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）</p> <p>ナビダイヤル：0570-016-100</p> <p>または 電話：03-3556-5147</p> <p>受付時間 10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）</p> <p>ホームページ https://www.chord.or.jp/consult/mansion/index.html</p>
--

④ マンションの建替え等に関する相談窓口

マンションの建替えにあたっては、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）に基づく建替組合を設立することにより、組合としての契約や一括登記が可能になるなどのメリットがあります。

また、除却の必要性に係る認定を受けたマンションの建替えで、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて容積率が緩和される特例があります。

除却の必要性に係る認定を受けたマンションのうち、「耐震性の不足」、「火災に対する安全性の不足」、「外壁等の剥落により周辺に危害を生ずるおそれがある」と認定を受けたマンションについては、区分所有者の 4/5 以上の賛成でマンションの敷地を売却できる制度や団地型マンションの敷地を分割できる制度を適用することができます。

<p>問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1518 FAX：829-1982</p>
--

(2) 支援制度

① さいたま市分譲マンションアドバイザー派遣制度



さいたま市のマンションの管理の適正化を推進するため、マンション管理士の資格をもつ分譲マンションアドバイザーを市内分譲マンションへ派遣し、個々のマンションが抱える課題に対して助言を行う制度です。派遣費用は無料で、同一年度内で2回まで分譲マンションアドバイザーを派遣できます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

※予算額に達し次第、受付を終了しますのでご了承ください。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1518 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/014/p091658.html>

② マンション管理計画認定制度



マンション管理計画認定制度とは、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、マンション管理組合に対して適正な管理計画を持つマンションとして認定する制度です。

認定を受けたマンションは、適正に管理されたマンションであることが市場で評価されるほか、区分所有者のマンション管理への意識が高く保たれ、管理水準を維持向上しやすくなります。また、住宅金融支援機構の「フラット35」や「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の引下げ、「マンションすまい・る債」の利率の上乗せの措置が講じられる場合があります。その他にも、認定を受けたマンションのうち、長寿命化工事等の一定の要件を満たす場合は、固定資産税が減額される場合があります。

認定の申請には、事前にマンション管理士による認定基準への適合状況の確認を行い、公益財団法人マンション管理センターの管理計画認定手続支援サービス(P.32)内で、事前確認適合証の発行を受ける必要があります。その後の本市への申請についても、管理計画認定手続支援サービス(P.32)を利用して行います。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1518 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/014/p088684.html>

③ 管理計画認定手続支援サービス



マンションの管理組合による地方公共団体への管理計画の認定申請手続を円滑化するため、(公財)マンション管理センターがインターネット上の電子システムを提供しています。本システムでは、申請者がシステム上に必要事項を入力することで、地方公共団体に提出する申請書を自動生成します。

申請者が地方公共団体に管理計画の認定申請を行う前に、センターが実施する事前確認講習を修了したマンション管理士が管理計画の認定基準[※]への適合状況を確認（以下「事前確認」といいます。）し、管理計画の認定基準に適合しているとされたマンションの管理組合に対して、センターが事前確認適合証を発行します。

※地方公共団体が独自の認定基準を設けている場合、当該独自基準はマンション管理士による事前確認の対象外となります。

認定を受けたマンションのうち、認定を受けた旨を公表することについて同意されたマンションは、センターの「管理計画認定マンション閲覧サイト」で公表します。

問い合わせ先

公益財団法人マンション管理センター 企画部 管理計画認定手続支援サービス係

電話：03-6261-1274

ホームページ https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/mpsupport.html

(3) 支援団体

① 埼玉県マンション居住支援ネットワーク



埼玉県マンション居住支援ネットワークは、マンション居住を支援する特定非営利団体（NPO）、専門家団体、公益企業団体、さいたま市を含む市町及び埼玉県が相互に連携し、マンション管理組合、区分所有者等に適切な情報提供及び普及啓発を行い、良好なマンション居住環境及び地域住環境の形成に資することを目的として、設立された団体です。

埼玉県マンション居住支援ネットワークでは、主に次の3つの取組みを行い、分譲マンション管理組合を支援しています。

1 セミナー及び無料相談会

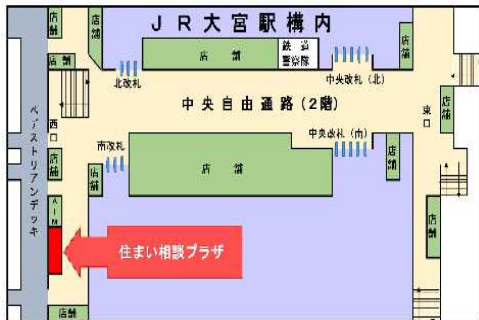
マンション管理に関するセミナー及び無料相談会を県内各地で開催しています。開催日、概要等については、事務局（埼玉県住宅課）までお問い合わせください。埼玉県マンション居住支援ネットワークホームページからもご覧いただけます。

2 ホームページでの情報発信

マンション管理基礎セミナーの開催案内を始め、マンション管理に係る専門家からの有益情報を提供しています。

3 無料相談

埼玉県マンション居住支援ネットワークでは、毎週日曜日に JR 大宮駅構内で、マンション管理に関する相談をお受けしています（事前予約制）。

日時	毎週日曜日 13:00～ 14:15～ 相談時間は1回当たり1時間	案内図 
場所	埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ (JR 大宮駅構内)	
料金	無料	
申込み	埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ 電話：658-3017 営業時間：10:00～18:30 (受付時間：18:00 まで)	

問い合わせ先 埼玉県マンション居住支援ネットワーク事務局（埼玉県 住宅課）

電話：830-5573 FAX：830-4888

ホームページ <http://saitama-mansion.net/>

② (公財) マンション管理センター



1 「マンション管理適正化推進センター」としての相談窓口

- ・公益財団法人 マンション管理センターは、平成 13 年 8 月に施行された「マンション管理適正化法」に基づき、「マンション管理適正化推進センター」の指定を受けている唯一の団体です。
- ・当センターでは、「マンション管理適正化推進センター」の業務として、マンション管理の適正化の推進に寄与するために、管理組合の皆さま等から、マンション管理に関するご相談を電話、面談等によりお受けしています。

(1) 「電話」でのご相談

- ・電話でのご相談は、月曜日～金曜日（祝日及び年末・年始休みを除く）の 9 時 30 分～17 時の時間帯でお受けしています。
- ・一件あたりのご相談は、他の相談者をお待たせすることのないよう、また、より多くの皆さまのご相談をお受けするため、15 分前後でアドバイスできるよう心掛けていますので、皆さまのご協力をお願いします。

(2) 「面談」によるご相談

- ・当センターに來所していただく面談によるご相談は、曜日・時間帯等が決まっておりますので、ご希望の場合は下記にご連絡の上、事前に日時等の予約をお願いします。

問い合わせ先 公益財団法人 マンション管理センター 管理情報部 電話：03-3222-1517
 技術部 電話：03-3222-1519
 所在地（本部）〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2 丁目 5 - 5 岩波書店一ツ橋ビル 7 階
 ホームページ <https://www.mankan.or.jp/>

2 マンションみらいネット



- ・マンションみらいネットは、個々のマンション管理組合の運営状況等（建物等の概要、管理組合の活動状況、過去の修繕履歴、図書の保管状況など）を公益財団法人 マンション管理センターに登録し、公開してもさしつかえない情報をインターネットを介して一般の方が閲覧できるようにするものです。
- ・マンションみらいネットには、管理組合の有する管理規約、議事録などの書類や図面を電子化して保管する機能もあり、電子化した図書等は、インターネットを利用して管理組合内で情報共有できます。
- ・登録の対象となるマンションは単棟・団地を問いません。
 詳しくは公益財団法人 マンション管理センターのホームページをご覧ください。

問い合わせ先 公益財団法人 マンション管理センター 電話：03-3222-1518 FAX：03-3222-1520
 ホームページ <https://www.mirainet.org/>

3 予備認定



- ・予備認定は、管理組合設立後に法律に基づく管理計画認定にスムーズにつながることを期待し、新築分譲マンションを対象として管理計画案を予備的に認定する仕組みです。
- ・分譲事業者や再開発事業等の事業実施者は、マンションの管理事務を受託する予定である者（管理会社等）と連名で、当該マンションの管理計画案の認定（予備認定）を（公財）マンション管理センターに申請することができます。
- ・認定申請が行われた際には、センターが実施する事前確認講習を修了したマンション管理士が、申請のあった管理計画案の内容を確認し、センターが定めた基準を満たしているとされたものについて、センターが予備認定通知書を発行します。
- ・予備認定を受けた新築マンションは、センターの「予備認定マンション閲覧サイト」に当該マンションの名称等を掲載します。
- ・予備認定を受けた新築マンションは、住宅金融支援機構の【フラット35】維持保全型[※]の対象となり、【フラット35】の金利から当初5年間年0.25%引き下げられます。

※【フラット35】維持保全型について、詳しくは住宅金融支援機構の【フラット35】サイト (<https://www.flat35.com/loan/ijihozen/index.html>) をご確認ください。



問い合わせ先 公益財団法人 マンション管理センター 企画部 予備認定係

電話：03-6261-1274

ホームページ https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/precert.html

(4) その他

① マンションガイドブック

1 マンション管理ガイドブック

マンション管理における基礎知識や重要なポイントを紹介しています。マンションの管理運営等の入門書としてご活用ください。

2 マンション再生ガイドブック

マンションの「修繕・改修、建替え、敷地売却」を「再生」と位置付け、マンションの再生に関する基礎知識や重要なポイントを紹介しています。マンションの再生の入門書としてご活用ください。

※各マンションガイドブックの冊子の配布をご希望の場合は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1518 FAX：829-1982	
マンション管理ガイドブック 	マンション再生ガイドブック 

② 高層マンション防災ガイドブック



高層マンションにおける地震発生時の対応や日ごろの対策、自主防災組織などを中心とした防災コミュニティづくりなどを示した高層マンション防災ガイドブックを、防災課、各区役所情報公開コーナー、各区役所総務課にて配布しています。

問い合わせ先 防災課 電話：829-1126 FAX：829-1978
ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/015/006/p033831.html

③ 建築基準法による定期報告



建築物の維持管理が不十分であると、火災などの災害時、本来、建築物が備えている防災機能が充分発揮されず、多くの人々の命が危険にさらされてしまうおそれがあります。

定期報告制度は、このような危険を未然に防止するために建築物、防火設備、建築設備及び昇降機等について、その所有者等が適法性や安全性を1、2級建築士等の専門家に調査（検査）させ、その結果を特定行政庁に報告するよう義務付けているものです。対象規模等、詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 建築行政課 電話：829-1534 FAX：829-1982
ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/010/p001925.html

④ 防火管理者の届出及び消防用設備等の点検について



収容人員が 50 名（不特定多数の人の出入りのある店舗等がある場合は 30 名）以上の共同住宅では防火管理者の選任が義務づけられています。

また、消防法第 8 条に基づき防火管理者は、消防法施行規則第 3 条に定める事項を消防計画に定め、消防署長に届出をし、消防計画に基づく防火管理上の必要な業務を行わなければなりません。その他、消防用設備等点検報告制度・高層マンションにおける防災規制等については、下記までお問い合わせください。

各区消防署 管理指導課

西 区 電話：625-2861 FAX：625-2818 桜 区 電話：836-0138 FAX：836-0139

北 区 電話：654-3685 FAX：654-3455 浦和区 電話：833-7284 FAX：833-1233

大宮区 電話：648-6552 FAX：648-9987 南 区 電話：861-0120 FAX：861-0129

見沼区 電話：681-0121 FAX：681-0120 緑 区 電話：875-1832 FAX：875-1869

中央区 電話：857-8493 FAX：857-8473 岩槻区 電話：749-0121 FAX：749-0120

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/005/006/001/index.html>

⑤ マンション維持・再生関連制度〔住宅金融支援機構〕



住宅金融支援機構は、マンションのライフサイクルを金融面から支援しています。

1 マンションすまい・る債

「マンションすまい・る債」は、マンション管理組合が行う修繕積立金の計画的な積立てをサポートするための債券です。

項 目	商 品 概 要
満期時年平均利率 (2024 年度発行分)	0.500% (10 年満期時の年平均利率 (税引前))
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 口 50 万円の債券で複数口積立てが可能です。 ・ 共用部分の修繕工事費に充てる等の場合には、初回債券発行日から 1 年以上経過すれば換金可能です。 ・ 積立てをされた管理組合には、①マンション共用部分リフォーム融資の金利を年 0.2%引下げ、②同融資の保証料を 2 割程度割り引き ((公財)マンション管理センターへ保証委託する場合) ・ 管理計画認定を受けたマンションについては、利率を上乗せする制度があります。

問い合わせ先 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 住宅債券専用ダイヤル
 電話：0120-0860-23 受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
 PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-2323 (通話料がかかります。)
 ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

2 マンション共用部分リフォーム融資

(公益財団法人 マンション管理センターの保証を利用する場合)

大規模修繕工事や耐震改修工事等の費用をご融資します。

項目	商品概要
ご利用いただける方	マンション管理組合（法人格の有無を問いません。） 担保や理事長個人の保証は不要です。
融資金利 (2024年7月申込みの場合)	<p>【返済期間が1～10年の場合】 年0.97%※ 年0.77%※ (耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事を伴う場合)</p> <p>【返済期間が11～20年の場合】 年1.03%※ 年0.83%※ (耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事を伴う場合)</p> <p>※マンションすまい・る債を積立てている組合については0.20%引下げ ※マンション管理計画認定を取得している場合は0.20%引下げ 融資金利は毎月見直します。</p>

※融資金額は10万円単位で、最低額は100万円です（10万円未満切捨て）。

3 まちづくり融資（マンション建替え融資）

小規模な共同建替え、法定再開発やマンション建替え事業をはじめ、地区計画等に適合する建替え事業等、市街地の住環境の整備・改善に資する事業を以下のように融資を通じて支援する制度です。

- ・事業の構想・計画段階から清算・分譲段階までをまちづくり融資で対応します。
- ・事業資金融資の対象としては建築工事費の他に、調査設計計画費、補償費、土地取得費、除却工事費も融資の対象になります。
- ・清算・分譲段階では、権利者が取得する増床負担金や店舗・事務所等の購入費も融資の対象となります。また、60歳以上の高齢者が自己居住するための住宅購入資金として高齢者向け返済特例も利用できます。

問い合わせ先 住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり融資グループ
 電話：03-5800-9366（マンション共用部分リフォーム融資）
 電話：03-5800-8104（まちづくり融資）
 受付時間 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
 ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

4 マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～



建物規模、築年数などに応じたマンションの「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」などを試算することができます。

(<https://www.simulation.jhf.go.jp/m-simulation/>)

問い合わせ先 住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 技術統括室 技術統括グループ
 電話：03-5800-8159
 受付時間 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
 ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

⑥ かいけつサポート ～認証紛争解決サービス～

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルを解決する方法といえば裁判が代表的ですが、それ以外にもトラブルを解決する方法（裁判外紛争解決手続（ADR））があります。

これは、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、当事者双方の言い分をじっくり聴きながら、専門家としての知見を生かして、柔軟な和解解決を図るもので、一般的に、調停とか、あっせんと呼ばれています。

このような紛争解決手続は、民間事業者が行っているものもあります。

法務省では、このような紛争解決手続を行っている民間事業者の申請に基づいて、法律に定められた厳格な基準をクリアしているかどうかを審査し、クリアしているものを法務大臣が認証する制度を実施しています。



法務大臣の認証を取得した民間事業者は、「かいけつサポート」の愛称と、ロゴマークを使用することが認められています。

裁判と「かいけつサポート」の違い（主なもの）

	裁 判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公 開	非公開
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費 用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あ り	あ り（※）

※認証紛争解決手続（認証ADR）で成立した和解について、裁判所の決定を得ることにより、強制執行をすることができます（ただし、一定の紛争に係る和解を除きます。）。

「かいけつサポート」を利用した場合の法的効果（時効の完成猶予）

「かいけつサポート」を利用しても、話し合いがうまくまとまらず、解決に至らないこともありま
す。その後、裁判に訴えてはみたものの、話し合いをしているうちに時効が成立して権利が消滅して
しまっていたということも、考えられなくありません。しかし、「かいけつサポート」を利用してい
れば、一定の場合に、本来の時効期間の満了期間を過ぎても、所定の時期を経過するまでは時効が完
成しない（法律的には「時効の完成猶予」と呼ばれています。）ものと法律で定められています。

「かいけつサポート」を利用するには

法務省の「かいけつサポート」ホームページで、「かいけつサポート」を行っている民間事業者の
詳細な情報を公表しています。この中からトラブルの実情を踏まえた事業者を選んでください。

問い合わせ先 法務省大臣官房司法法制部審査監督課

電話：03-3580-4111（代表）

ホームページ <https://www.adr.go.jp/>



3 賃貸住宅に関すること

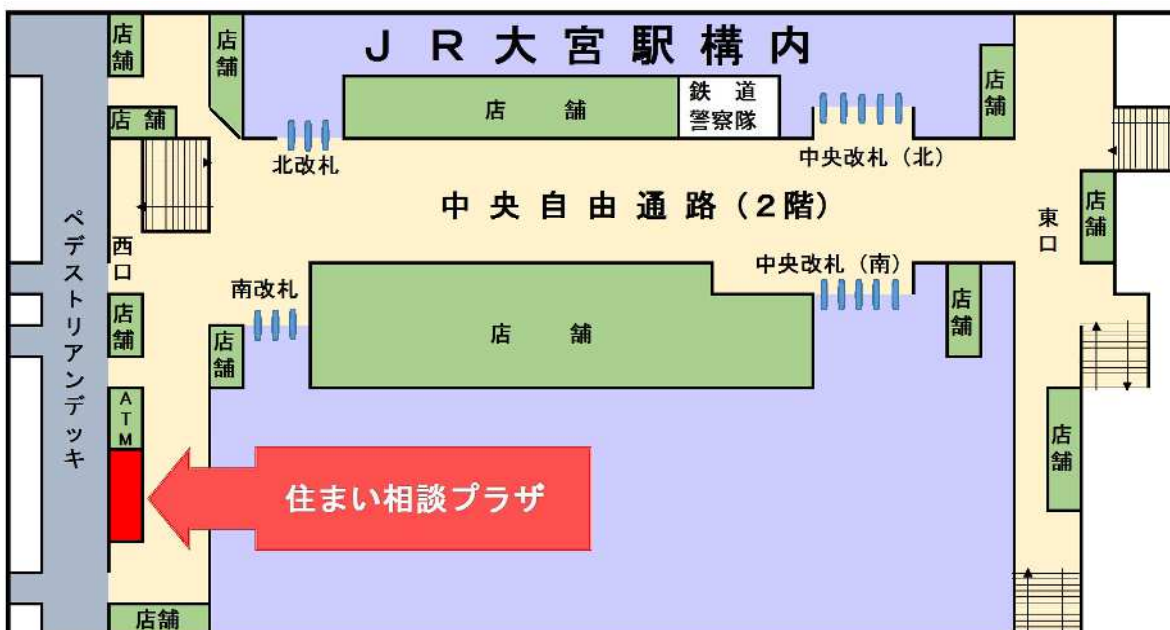
(1) 相談窓口

① 住まい相談プラザ〔埼玉県住宅供給公社〕



埼玉県住宅供給公社では、「住まい相談プラザ」において様々な住宅に関する相談や公営住宅などの入居案内を無料にて行っています。詳しくは住まい相談プラザにお問い合わせください。

- 1 県営住宅、市営住宅等の公営住宅の入居案内
- 2 特定公共賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の入居案内
- 3 公社賃貸住宅、一般賃貸住宅の入居案内
- 4 賃貸住宅への入居支援情報の提供



問い合わせ先	埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ	
	電話・FAX	電話：658-3017 FAX：642-6890
	場所	さいたま市大宮区錦町 630 JR大宮駅構内 JR大宮駅南改札（又は北改札）より徒歩1分
	営業時間	10:00～18:30 ※年末年始（12/29～1/3）を除く （受付時間：18:00まで）
	ホームページ	https://www.saijk.or.jp/consultation/plaza/

② 市民相談（賃貸住宅に関すること）



各区役所では、司法書士による借地・借家相談など、様々な相談に無料で応じています。

相談の予約は、電子申請又は各区役所暮らし応援室の窓口や電話で受け付けています。

日時や予約方法等の詳細については、市ホームページをご覧ください。各区役所暮らし応援室へお問い合わせください。

● 借地・借家相談（予約制）

- 1 相談内容 借地・借家に関する相談
- 2 場所・問い合わせ先 大宮区役所暮らし応援室 電話：646-3026 FAX：646-3162

※下記ホームページに関する問い合わせ 市民生活安全課 電話：829-1214 FAX：829-1969
ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/004/p001597.html>

③ その他無料相談（賃貸住宅に関すること）

宅地建物取引業協会主催の無料相談を区役所で実施しています。詳細については、各実施団体へお問い合わせください。

● 宅建業協会の不動産相談

- 1 相談内容 不動産の売買・賃貸等の相談
- 2 場所 大宮区・岩槻区役所暮らし応援室
- 3 問い合わせ先 宅建協会大宮支部（電話：643-5051）大宮区
宅建協会埼玉支部（電話：0480-31-1157）岩槻区

④ さいたま市消費生活総合センター



- ・商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付けます。
- ・消費生活相談員が、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。
- ・相談内容によっては他機関を紹介させていただく場合があります。
- ・相談は無料です。
- ・契約書等の関係書類をご準備の上相談していただくとスムーズです。

センター名	場 所	受付時間	相談電話	月	火	水	木	金	土	日
消費生活 総合センター	大宮駅西口 JACK 大宮 6 階	9:00~16:30	645-3421	○	○	○	○	○	○	電話相談 (645-3421) 9:00~16:00
浦和消費 生活センター	浦和駅東口 コムナーレ 9 階	9:00~16:30	871-0164	○	○	○	○	○	○	
岩槻消費 生活センター	岩槻駅東口 岩槻区役所 3 階	9:00~12:00 13:00~16:30	749-6191	○	○	○	○	○	-	
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/003/001/001/p009926.html									

(2) 支援制度

① さいたま市入居支援制度



民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会」と協定を結び、情報提供等の入居支援を行う制度です。

- ・本制度は家賃補助制度ではありません。
- ・対象者は家賃を適切に支払い、自立して生活ができる高齢者や障害者手帳をお持ちの方等です。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/006/p002916.html>

② 埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度



「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」は、高齢者世帯、障害者世帯、生活保護世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅や仲介業者の登録を行い、登録された住宅情報を提供する事で、これらの方々の住まい探しをサポートする制度です。この制度では、次の2つの情報を登録・提供しています。

1 あんしん賃貸住宅

高齢者世帯・障害者世帯などの方を受け入れる民間賃貸住宅

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に伴い、セーフティネット住宅へ移行しました。このため、あんしん賃貸住宅の新規受付は行っていません。

セーフティネット住宅情報提供システム

(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)



2 あんしん賃貸住まいサポート店

セーフティネット住宅の登録の促進や住まい探しにご協力いただける仲介業者

問い合わせ先 埼玉県 住宅課 電話：830-5573 FAX：830-4888

ホームページ <http://www.sasn.jp/> 「埼玉県住まい安心支援ネットワーク※」

※「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」は、埼玉県、さいたま市を含む県内市町村と住宅関連事業者団体、居住支援団体等で構成し、「住まい」に関するセーフティネットの構築と子育て世帯の定住等に取り組んでいます。



③ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）



高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、登録されている住宅です。登録情報は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で閲覧できます。

(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)

※さいたま市賃貸住宅供給促進計画により、住宅確保要配慮者の属性を追加しています。



● セーフティネット住宅の登録

登録の申請をする場合は、「セーフティネット住宅情報提供システム」のサイトからアカウント登録し、登録情報等を入力後、必要書類を添付し、システム上で登録申請できます。

(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>)



主な登録基準

- ・1戸あたりの床面積が16平方メートル以上
 - ※さいたま市賃貸住宅供給促進計画により基準を緩和しています。
- ・各居住部分が台所、便所、収納設備及び浴室（又はシャワー）を備えたものであること
- ・耐震性を有すること
- ・建築基準法及び消防法に違反しないもの等

● 専用住宅に対する改修費の補助（国の補助制度）

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修については、国からの補助が出る場合があります。

※要配慮者専用住宅として、10年以上登録するなどの要件があります。

詳しくは、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業HPをご参照ください。

(<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>)



また、登録住宅の改修に要する費用について、住宅金融支援機構からの融資があります。詳しい条件等については、住宅金融支援機構HPをご参照ください。

(https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintaireform_safety/index.html)



● **家賃債務保証料等補助（市の補助制度）**

さいたま市に登録された住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）に、収入が一定基準以下の方が、国の登録を受けた家賃債務保証業者等を利用して入居する場合、家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料及び緊急連絡先引受けに係る費用の一部を補助します。

1 主な補助対象要件

- ・入居者の収入が月額 15 万 8 千円を超えないもの
- ・生活保護法に規定する住宅扶助等を受給していないこと
- ・家賃債務保証料等の額が適正な水準であること
- ・市内の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅で、管理開始から 10 年以内のもの 等



2 補助対象費用 入居の際に最初に支払う家賃債務保証料

孤独死・残置物に係る保険料

緊急連絡先引受けに係る費用

3 補助限度額 6万円

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/020/index.html>

④ 高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事業

民間の賃貸住宅に居住する高齢者が、住宅の所有者から住宅の取り壊しなどのため、立ち退きを求められ、市内の他の住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成します。

1 対象者 満 65 歳以上の方で、次に掲げるすべての要件に該当する方

- (1) ひとり暮らしであること又は満 60 歳以上の方と同居していること。
- (2) 市内に引き続き 2 年以上住所を有していること。
- (3) 住宅の取り壊しなど家主の自己都合により立ち退きを求められ市内の他の住宅へ転居したこと。
- (4) 同一家屋に居住する方全員の現年度の市民税所得割が非課税であること。
- (5) 生活保護等を受けていないこと。

2 助成額 転居後の月額家賃と転居前の月額家賃の差額

20,000 円を上限とし、申請日の属する月から該当しなくなった日の属する月まで支給します。

問い合わせ先 各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）（下記参照）

各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）

西 区 電話：620-2667 FAX：620-2762	桜 区 電話：856-6177 FAX：856-6271
北 区 電話：669-6067 FAX：669-6167	浦和区 電話：829-6152 FAX：829-6238
大宮区 電話：646-3067 FAX：646-3165	南 区 電話：844-7177 FAX：844-7277
見沼区 電話：681-6067 FAX：681-6160	緑 区 電話：712-1177 FAX：712-1270
中央区 電話：840-6067 FAX：840-6167	岩槻区 電話：790-0168 FAX：790-0267

「シェアハウス」と「コレクティブハウス」について

シェアハウスは、数人がそれぞれプライバシーのある個室を持ち、トイレ・浴室・キッチンなどを使い合って生活する家のことです。一方、コレクティブハウスは、個々の住戸にトイレ・浴室・キッチンなどが完備され、住まいの延長としての共有スペースを持ち合わせており、シェアハウスに比べ独立性が高いのが特徴です。



⑤ 母子父子寡婦福祉資金（転宅資金）



母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を融資する制度です。

母、父または寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費などの資金を融資します。

申請先は各区役所支援課ですが、事前に子育て支援課にお問い合わせください。資金ごとに要件があり、生活状況や返済能力を調査・審査します。

※子育て支援課には、母子・父子自立支援員およびひとり親家庭就業・生活相談員がおり、母子父子寡婦福祉資金に関するご相談に応じます。まずは、お電話でご相談ください。

問い合わせ先 子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

電話：829-1948 FAX：829-1960

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/004/p001440.html>

⑥ マイホーム借上げ制度〔移住・住みかえ支援機構〕



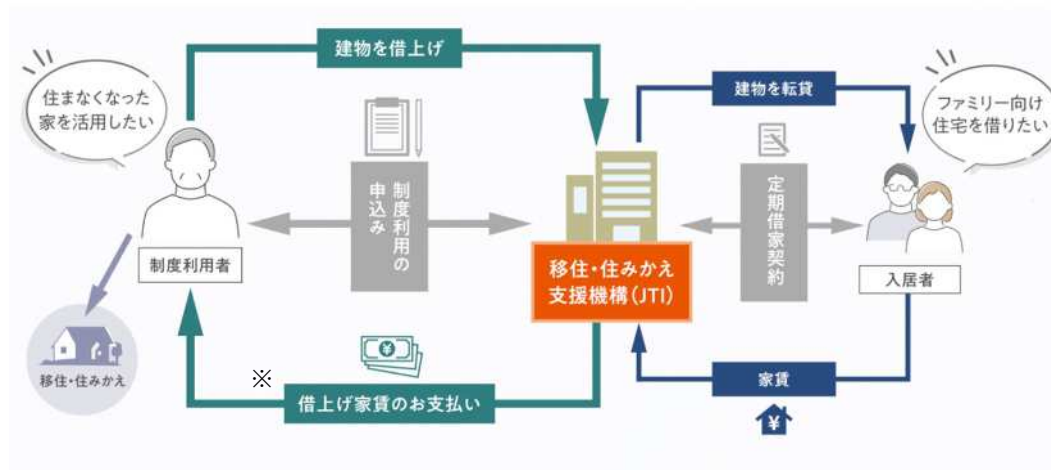
一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」は、住宅の所有者が老人福祉施設に入所したり、住みかえをするなどして空き家になっている、もしくは空き家になる予定の住宅を借上げ、ファミリー世帯など広い家が必要とする方に賃貸住宅として転貸する制度です。高齢者や子育て世帯等がライフスタイルやライフステージに応じた住みかえができるよう支援するものです。すべての物件が新耐震基準をクリアし、入居者は敷金・礼金なしで入居できます。

利用できる条件等がありますので、詳細につきましては、以下の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構

電話：03-5211-0757 受付時間：9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）

ホームページ <https://www.jti.or.jp/>



<JTIパンフレットより>

※万が一の場合に、(財)高齢者住宅財団による債務保証基金が設定されています。

⑦ 家賃債務保証制度〔高齢者住宅財団〕



高齢者住宅財団が、入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、登録住宅（セーフティネット住宅）入居者世帯等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居を支援する制度です。

対象となる世帯や保証対象等、制度の詳細な内容につきましては下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 一般財団法人 高齢者住宅財団
 フリーダイヤル 0120-602-708
 IP 電話・公衆電話などの方は 03-6880-2781
 ホームページ <https://www.koujuuzai.or.jp/>

⑧ 安心ちんたい検索サイト〔全国賃貸住宅経営者協会連合会〕



「安心ちんたい検索サイト」は、被災者やまたは高齢者、母子家庭、生活保護受給者等の住宅確保にお困りの方々に対して、安心・安全・快適な住環境を提供する目的で立ち上げられた、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）が運営する「民間賃貸住宅の空き室情報の紹介サイト」です。

問い合わせ先 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
 フリーダイヤル 0120-37-5584（受付時間：（平日）月・水・金 10:00～17:00）
 ホームページ <http://www.saigaishienjutaku.com/>

さいたま市居住支援協議会について

住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、不動産関係団体、居住支援団体、さいたま市が連携し、住まいに関する情報の提供や円滑な入居の促進に関し必要な措置等を協議するため、令和元年8月に「さいたま市居住支援協議会」を設立しました。

主な取組

- ・新たな住宅セーフティネット制度の普及・啓発
- ・住宅関連情報の提供の充実
- ・民間賃貸住宅の入居促進方策の検討
- ・各会員間の情報共有・意見交換



これまでの取組など、詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/020/p066835.html>



⑨ 転居に要する費用の貸付（生活福祉資金貸付制度）〔埼玉県社会福祉協議会〕

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象とし、生活の安定の確保と経済的自立を図ることを目的として貸付けをする制度で、さいたま市社会福祉協議会が相談・申込の窓口を担っています。

（実施主体は埼玉県社会福祉協議会）

※貸付けには一定の要件と審査があります。

問い合わせ先

（１）相談・申込先

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会（各区事務所）（下記参照）

ホームページ <http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyousyousai-fukushishikin.html>



（２）制度に関する問い合わせ先

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 電話：822-1192 FAX：822-1449

ホームページ https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_1.html



さいたま市社会福祉協議会（各区事務所）

西 区 電話：622-3333 FAX：622-1991

桜 区 電話：852-1611 FAX：852-1811

北 区 電話：653-1177 FAX：653-6006

浦和区 電話：834-3131 FAX：833-3199

大宮区 電話：646-4441 FAX：646-4447

南 区 電話：838-1818 FAX：838-2700

見沼区 電話：684-3322 FAX：684-2200

緑 区 電話：874-0022 FAX：874-2900

中央区 電話：854-3724 FAX：854-3511

岩槻区 電話：757-9291 FAX：756-3064

⑩ ひとり親家庭住宅支援資金（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付）〔さいたま市社会福祉協議会〕

ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対して、住居の借りに必要となる資金の貸付けを行います。

※貸付けを希望される方は、さいたま市子育て支援課内 ひとり親家庭就業・自立支援センターで事前相談が必要です。（実施主体はさいたま市社会福祉協議会）

※貸付けには、一定の要件と審査があります。

問い合わせ先

・社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課

電話：835-5281 FAX：835-5282

ホームページ https://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyousyousai-hoikushi_s7.html



・子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

電話：829-1948 FAX：829-1960

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/005/p085149.html>



(3) 公的賃貸住宅等

① 市営住宅



さいたま市では、住宅にお困りの低所得の方を対象に、低廉な家賃で住宅を提供しています。募集月が決まっており、入居の申込みに必要な書類は募集月に配布しています。

1 定期募集 年3回（4月、8月、12月）の定期募集

2 入居の申込みに必要な書類の配布場所（市内）

お近くの各区役所暮らし応援室、各支所・市民の窓口、岩槻南部・北部公民館、住宅政策課（本庁舎）、埼玉県住宅供給公社（本社 市町村営住宅課・大宮支所・岩槻支所・住まい相談プラザ）

3 募集期間 募集月の1日から末日まで（末日の消印有効）

4 申込みをされる全ての方に必要な資格

- ① さいたま市内に住所又は勤務場所を有していること
- ② 入居しようとする世帯全員の収入の総額が収入基準内であること
- ③ 個人住民税及び国民健康保険税、公的賃貸住宅の家賃もしくは損害賠償金に滞納がないこと
- ④ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ⑤ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと

5 申込み先 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	住宅政策課 電話：829-1521 FAX：829-1982 ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/018/001/p007963.html
	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 電話：829-2878 FAX：825-1822 ホームページ https://www.saijk.or.jp/lookingfor/shiei/saitama



市営住宅一覧（令和6年5月1日現在）

区	住宅名	所在地	戸数	最寄駅
西区	峰岸住宅【A棟】	峰岸 68	30	JR 川越線「指扇駅」から東武バス「平方」行き 10分 「峰岸団地」下車 徒歩 3分
	峰岸住宅【B～D棟】		115	
	植水住宅	佐知川 1123-1 他	60	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口から西武バス「指扇駅」行き 17分「市営住宅前」下車 徒歩 3分
北区	今羽住宅	今羽町 244-2	100	ニューシャトル「吉野原駅」 徒歩 5分
	奈良住宅	奈良町 134-1	100	JR 高崎線「宮原駅」西口から東武バス「宮原駅西口」行き 10 分「保育園前」下車 徒歩 3分
	加茂宮住宅	宮原町 2-90-26	48	ニューシャトル「東宮原駅」 徒歩 5分
	本郷町団地※	本郷町 971	62	ニューシャトル「東宮原駅」 徒歩 10分
	西本郷住宅※	本郷町 17-1	60	JR 宇都宮線「土呂駅」西口 徒歩 13分
大宮区	氷川住宅	下町 3-8-8	12	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」東口 徒歩 10分
	天沼住宅	天沼町 1-223	18	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」東口 徒歩 17分
見沼区	蓮沼住宅	蓮沼 1059	40	東武アーバンパークライン「七里駅」 徒歩 9分
	砂住宅	東大宮 2-49-8	74	JR 宇都宮線「東大宮駅」西口 徒歩 9分
	春岡住宅	小深作 262-1	72	東武アーバンパークライン「七里駅」 徒歩 14分
	春野団地	春野 2-3-1 他	178	JR 宇都宮線「東大宮駅」から国際興業バス「アーバンみらい」 行き 15分「西三番街」下車徒歩 2分
中央区	関東住宅	上落合 3-13-4 他	48	JR 埼京線「北与野駅」 徒歩 9分
	小村田住宅	本町東 7-14-6	24	JR 埼京線「北与野駅」 徒歩 14分
	上町住宅	本町西 3-9-1 他	54	JR 埼京線「北与野駅」 徒歩 18分
	宮前住宅	桜丘 1-2-8 他	54	JR 埼京線「与野本町駅」 徒歩 14分
桜区	神田団地	神田 517	50	JR 京浜東北線「北浦和駅」西口から国際興業バス「さいたま新 都心駅西口」行き 10分「天王前」下車 徒歩 4分
浦和区	常盤 8丁目団地	常盤 8-4-4	35	JR 京浜東北線「北浦和駅」西口徒歩 14分
	領家立野団地	領家 7-20-16	56	JR 京浜東北線「北浦和駅」東口から国際興業バス「与野駅東 口」行き 9分「上木崎」下車 徒歩 3分
	領家大東団地	大東 2-12-1	91	JR 京浜東北線「北浦和駅」東口から東武バス「東新井団地」行 き 10分「皇山道」下車 徒歩 7分
	高砂団地	高砂 4-12-5	19	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」西口 徒歩 15分 JR 埼京線「中浦和駅」 徒歩 13分
南区	辻団地	辻 7-4-4	25	JR 埼京線「北戸田駅」 徒歩 15分
	大谷口細野団地	大谷口 1176-1 他	139	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口から国際興業バス「南浦和駅 西口」行き 15分「細野」下車 徒歩 7分
	南浦和団地	南浦和 3-50-8	77	JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」東口 徒歩 10分
緑区	三室団地	三室 197-3	48	JR 京浜東北線「北浦和駅」東口から東武バス「東新井団地」行 き 10分「山崎」下車 徒歩 7分
	坊ノ在家団地	原山 4-6-25	20	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口から国際興業バス「東浦和 駅」行き 10分「原山三丁目」下車 徒歩 2分
	原山第二団地	原山 3-2-3	27	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口から国際興業バス「南台」行 き 15分「浦和パークハイツ」下車 徒歩 3分
	道祖土戸崎団地	道祖土 1-26-18	80	JR 京浜東北線「北浦和駅」東口から東武バス「さいたま市立病 院」行き 6分「市営アパート」下車 徒歩 2分
	道祖土団地	道祖土 2-3-17	46	JR 京浜東北線「北浦和駅」東口から東武バス「さいたま市立病 院」行き 6分「市営アパート」下車 徒歩 3分
岩槻区	浮谷住宅（中層）	浮谷 2042-1	30	東武アーバンパークライン「岩槻駅」東口から国際興業バス 「東川口駅」行き 9分「浮谷」下車 徒歩 9分
	浮谷住宅【A棟】		95	
	浮谷住宅【B棟】		85	
	美幸町住宅	美幸町 2-15	24	東武アーバンパークライン「岩槻駅」西口 徒歩 18分
	東町 1住宅	東町 1-5-12	18	東武アーバンパークライン「岩槻駅」東口 徒歩 11分
	龍門寺住宅	美幸町 6-34	18	東武アーバンパークライン「岩槻駅」西口 徒歩 18分
	東町 2住宅	東町 2-3-14	18	東武アーバンパークライン「岩槻駅」東口 徒歩 15分

※ 本郷町団地・西本郷住宅は、さいたま市が独立行政法人都市再生機構より借上げ、入居者に転貸する借上げ市営住宅です。
借上げ期間満了後は住宅を明渡していただきます。

② 市民住宅（シビック住宅天沼）



市民住宅は、収入が一定の基準にあって、住宅を必要としている方のために、市が建設し供給する賃貸住宅です。

1 住宅の概要

住宅の名称	シビック住宅天沼
所在地	さいたま市大宮区天沼町 2-913-4
交通	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」東口から東武バス天沼循環「観音前」下車 徒歩 5 分 JR 京浜東北線ほか「さいたま新都心駅」 徒歩 20 分
構造	鉄筋コンクリート 3 階建 耐火構造
管理開始年月	平成 9 年 3 月
間取り	3LDK（72.63 平方メートル） 15 戸
基本家賃	月額 98,000 円（物価の変動等により、変更する場合がございます）
敷金	196,000 円

2 家賃減額制度

- (1) 新婚世帯向け家賃減額制度 月額 68,600 円
入籍後 2 年以内の世帯が対象（事実婚及び入居後の婚姻は対象外となります）
夫婦の年齢制限はなく、減額期間は最長で入居後 24 か月間
- (2) 多子世帯向け家賃減額制度 月額 68,600 円
18 歳以下の児童（18 歳に達した日の属する年度の 3 月 31 日までの方）が 3 人以上同居し、かつ扶養する世帯が対象
- (3) 子育て世帯向け家賃減額制度 月額 78,400 円
次のいずれかの要件を満たす世帯が対象
 - ・ 18 歳以下の児童（18 歳に達した日の属する年度の 3 月 31 日までの方）を扶養している世帯
 - ・ 40 歳未満の夫婦

3 募集月 随時募集（空き室が発生した場合に先着順で受付します）

4 申込みをされる全ての方に必要な資格

- ① さいたま市内に住所又は勤務場所を有していること
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること
- ③ 世帯の所得が、月額 158,000 円以上（主たる生計維持者の年齢が 40 歳未満である場合は 123,000 円）487,000 円以下であること
- ④ 持家や中堅所得者向け特定公共賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅に居住していないこと
- ⑤ 個人住民税に滞納がないこと
- ⑥ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

5 申込み先 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	住宅政策課 電話：829-1521 FAX：829-1982 ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/018/001/p008534.html
	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 電話：829-2878 FAX：825-1822 ホームページ https://www.saijk.or.jp/lookingfor/shimin/amanuma/



③ 県営住宅



埼玉県が運営している、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。このため、民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や条例等に入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。

1 県営住宅の募集月 4月、7月、10月、1月の年4回

※定期募集で入居者が決まらない住戸があった場合、随時募集を行うことがあります。

2 入居に必要な書類の配布場所（募集期間中のみ配布）（市内）

各区役所暮らし応援室、住宅政策課（本庁舎）、埼玉県住宅供給公社（本社県営住宅課、大宮支所、岩槻支所、住まい相談プラザ）、埼玉県住宅課（県庁）

詳細につきましては、募集期間中に配布する「県営住宅入居者募集案内」をご覧ください。

問い合わせ先	埼玉県 住宅課 電話：830-5564 FAX：830-4888 ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/bosyuu.html
	埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 電話：829-2875 FAX：825-1822 ホームページ https://www.saijk.or.jp/lookingfor/kenei/



市内県営住宅一覧（令和6年5月1日現在）

※特別県営住宅、特定公共賃貸住宅の戸数を含む。

区	住宅名	所在地	戸数	最寄駅
西 区	大宮宝来住宅	宝来 1493	70	JR 川越線「指扇駅」より徒歩 9 分
	大宮中釘住宅	中釘 2101-2	99	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口よりバス 28 分下車徒歩 2 分
	大宮二ツ宮住宅	二ツ宮 474-1	20	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口よりバス 11 分下車徒歩 4 分
	大宮三橋西住宅	三橋 6-578-1	140	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口よりバス 20 分
	大宮指扇住宅	指扇 1078-1	82	JR 川越線「指扇駅」より徒歩 20 分
北 区	大宮長山住宅	東大成町 1-159	384	ニューシャトル「鉄道博物館駅」より徒歩 9 分
	大宮植竹住宅	植竹町 2-85	559	JR 宇都宮線「土呂駅」より徒歩 5 分
	大宮日進さつき住宅	日進町 3-717	12	JR 高崎線「宮原駅」より徒歩 5 分
	大宮稲荷下住宅	大成町 4-265	68	ニューシャトル「鉄道博物館駅」より徒歩 6 分
	大宮西本郷住宅	本郷町 17-8	74	JR 宇都宮線「土呂駅」より徒歩 13 分
	大宮日進あかしや住宅	日進町 3-698	12	JR 高崎線「宮原駅」より徒歩 7 分
	大宮本村住宅	東大成町 2-237	30	ニューシャトル「鉄道博物館駅」より徒歩 14 分
	大宮加茂宮住宅	宮原町 1-625	13	ニューシャトル「加茂宮駅」より徒歩 10 分
	大宮今羽住宅	今羽町 117-2	76	ニューシャトル「今羽駅」より徒歩 7 分
大宮区	大宮寿能住宅	寿能町 2-130	468	東武アーバンパークライン「大宮公園駅」より徒歩 4 分
	大宮土手町住宅	土手町 1-153	40	東武アーバンパークライン「北大宮駅」より徒歩 9 分
	大宮櫛引住宅	櫛引町 1-826	34	ニューシャトル「鉄道博物館駅」より徒歩 16 分
	大宮三橋住宅	三橋 1-850-1	212	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口よりバス 8 分下車徒歩 9 分
見沼区	大宮砂住宅	東大宮 3-5-1	553	JR 宇都宮線「東大宮駅」より徒歩 13 分
	大宮東宮下住宅	新堤 152	1612	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 17 分
	大宮七里住宅	大谷 1822-2	239	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 20 分
	大宮東門前住宅	東門前 446-1	30	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 18 分
	大宮小深作はるさと住宅	小深作 355-1	112	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 19 分
	大宮東五番街住宅	春野 1-2	236	JR 宇都宮線「東大宮駅」よりバス 9 分
	大宮七里第二住宅	大谷 1664-4	56	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 18 分
中央区	与野高層住宅	下落合 3-8-2	199	JR 京浜東北線「与野駅」より徒歩 10 分
	与野上落合住宅	上落合 7-9-15	79	JR 埼京線「北与野駅」より徒歩 13 分
	与野中里住宅	新中里 1-10-1	80	JR 京浜東北線「北浦和駅」より徒歩 12 分
	与野大戸住宅	大戸 5-10-4	8	JR 京浜東北線「南与野駅」より徒歩 11 分
桜 区	浦和大久保住宅	大久保領家 540	570	JR 京浜東北線「北浦和駅」よりバス 10 分下車徒歩 4 分
	浦和しらくわ住宅	白楸 394	50	JR 埼京線「与野本町駅」よりバス 10 分
	浦和南元宿住宅	南元宿 2-27-15	60	JR 埼京線「南与野駅」より徒歩 16 分
浦和区	浦和高層住宅	針ヶ谷 4-1-1	588	JR 京浜東北線「北浦和駅」より徒歩 10 分
	浦和瀬ヶ崎住宅	瀬ヶ崎 3-1-14	142	JR 京浜東北線「北浦和駅」よりバス 6 分下車徒歩 1 分
	浦和領家立野住宅	領家 7-4	30	JR 京浜東北線「北浦和駅」よりバス 4 分下車徒歩 3 分
	浦和常盤住宅	常盤 5-8-44	47	JR 京浜東北線「北浦和駅」より徒歩 10 分
	浦和北浦和住宅	北浦和 2-11-7	51	JR 京浜東北線「北浦和駅」より徒歩 10 分
南 区	浦和第二高層住宅	根岸 5-18-10	202	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」より徒歩 15 分
	浦和辻住宅	辻 7-5-7	40	JR 埼京線「北戸田駅」より徒歩 14 分
	浦和細野住宅	大谷口 860-2	90	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口よりバス 6 分下車徒歩 1 分
	浦和大谷口住宅	大谷口 1208-2	16	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口よりバス 6 分下車徒歩 4 分
緑 区	浦和井沼方住宅	東浦和 2-4-12	104	JR 武蔵野線「東浦和駅」より徒歩 7 分
	浦和さいど坂の上住宅	道祖土 2-1-1	56	JR 京浜東北線「北浦和駅」よりバス 10 分
	浦和原山住宅	原山 4-9-28	120	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口よりバス 9 分下車徒歩 3 分
岩槻区	岩槻諏訪山下住宅	諏訪 3-3	1,556	東武アーバンパークライン「東岩槻駅」より徒歩 10 分
	岩槻愛宕住宅	愛宕町 4-8	28	東武アーバンパークライン「岩槻駅」より徒歩 9 分
	岩槻府内住宅	府内 2-2	80	東武アーバンパークライン「岩槻駅」よりバス 7 分下車徒歩 6 分
	岩槻南平野やまぶき住宅	南平野 2-17-1	36	東武アーバンパークライン「東岩槻駅」より徒歩 17 分
	岩槻金重住宅	平林寺 1481-1	54	東武アーバンパークライン「岩槻駅」よりバス 6 分下車徒歩 11 分
	岩槻西原住宅	岩槻 5400	54	東武アーバンパークライン「岩槻駅」よりバス 6 分下車徒歩 11 分
	岩槻慈恩寺住宅	慈恩寺 328-7	21	東武アーバンパークライン「岩槻駅」よりバス 11 分下車徒歩 12 分
	岩槻表慈恩寺住宅	表慈恩寺 556-1	50	東武アーバンパークライン「東岩槻駅」より徒歩 13 分

④ 公社賃貸住宅〔埼玉県住宅供給公社〕



公社賃貸住宅とは、埼玉県住宅供給公社が所有する一般の賃貸住宅です。

※申込みができる方は、入居資格を満たしていることが必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 埼玉県住宅供給公社

住まい相談プラザ 電話：658-3017 FAX：642-6890

賃貸住宅管理課 電話：829-2866 FAX：825-1823

ホームページ <https://www.saijk.or.jp/lookingfor/kanri/>

公社賃貸住宅等一覧（令和6年5月1日現在）

区	住宅名	所在地	戸数	最寄駅
北区	大宮今羽町ハイツ	今羽町 461-1	20	ニューシャトル「今羽駅」より徒歩 6 分
	ベリエ本郷	本郷町 421-1	45	JR 宇都宮線 土呂駅 徒歩 15 分 埼玉新都市交通伊奈線 東宮原駅 徒歩 10 分
中央区	与野本町ハイツ	本町西 4-17-21	89	JR 埼京線「北与野駅」北口より徒歩 15 分
桜区	ルブソアール中浦和	西堀 6-4-22	27	JR 埼京線「中浦和駅」より徒歩 8 分
浦和区	パスラル新都心	上木崎 2-7-13	60	JR 京浜東北線「与野駅」東口より徒歩 10 分 JR 京浜東北線ほか「さいたま新都心駅」東口より徒歩 12 分
	グランエスト浦和	大東 1-23-8	30	JR 京浜東北線「北浦和駅」東口よりバス 7 分 徒歩 4 分
南区	浦和辻ハイツ	辻 2-8-16	18	JR 埼京線「北戸田駅」より徒歩 15 分
	浦和根岸団地	根岸 5-20-4	12	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」より徒歩 13 分

⑤ UR 賃貸住宅〔UR 都市機構〕



UR 賃貸住宅とは、独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）が管理する賃貸住宅で、全国に約 70 万戸あります。「UR 賃貸住宅」の「UR」は、都市再生機構（Urban Renaissance Agency）の英語略称です。埼玉県には約 7 万 7 千戸あり、さいたま市内には約 7 千 1 百戸あります。

1 UR 賃貸住宅 4 つのメリット

- ① 礼金が不要
入居時に必要な費用は、敷金（通常月額家賃の 2 か月分）と日割家賃、共益費だけです。さらに、退去時の原状回復負担区分が明確で安心です。
- ② 仲介手数料が不要
お部屋探しや UR 賃貸住宅についてのご相談は、UR 営業センター・UR 賃貸ショップ・現地案内所でお受けするシステムのため、仲介手数料が不要です。
- ③ 更新料が不要
ご契約は、自動更新で面倒な手続きが不要です。
- ④ 保証人が不要
住民票の写し、所得証明書などの必要書類のご提出で、お申込み資格の確認をさせていただきます。

2 子育て家族や 35 歳以下の方をサポート（対象住宅限定）

- ① 子育て割
子育て世帯（※）または配偶者を得て 5 年以内の新婚世帯の場合、最大 9 年間家賃が 20%減額になります（減額上限 2.5 万円、所得要件あり）。
※子育て世帯：現に同居する満 18 歳未満の子（「子」には孫、甥、姪などの親族を含む）を扶養している世帯。申込時に妊娠されている場合も該当します。
- ② そのママ割
子育て世帯の方は、3 年間家賃がお得になります（定期借家契約）。
- ③ U35 割
契約名義人が 35 歳以下の方は、3 年間家賃がお得になります（定期借家契約）。
- ④ 近居割・近居割 WIDE
UR 賃貸住宅同士の近居等なら、最大 5 年間家賃が 5%減額になります。また条件を満たした子育て世帯向けに最大 5 年間 20%減額もあります（減額上限 4 万円、所得要件あり）。

その他、便利な制度やサービスもあります。（制度内容は変更となる場合があります）
詳細な内容につきましては、各営業窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先 独立行政法人都市再生機構

UR 大宮営業センター

電話：649-2277

電話：643-5330（法人専用窓口）

営業時間/ 9:30～18:00（定休日：水、年末年始）

UR 賃貸ショップ南浦和

電話：882-6721

営業時間/ 9:30～18:00（定休日：水、年末年始）

UR 賃貸ショップ東大宮

電話：729-5041

営業時間/ 9:30～18:00（定休日：水、年末年始）

ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/>

市内 UR 賃貸住宅一覧（令和6年5月1日）

区	住宅名	所在地	戸数	最寄駅
北 区	アーベイン大宮	宮原町 1-855-2	588	JR 宇都宮線「土呂駅」徒歩 11～13 分 ニューシャトル「加茂宮駅」徒歩 13～15 分
	コンフォール西本郷	本郷町 17-1	491	JR 宇都宮線「土呂駅」徒歩 11～14 分 ニューシャトル「加茂宮駅」徒歩 12～14 分
	コンフォール大宮植竹	植竹町 1-362	310	JR 宇都宮線「土呂駅」徒歩 13～16 分 東武アーバンパークライン「北大宮駅」徒歩 12～16 分 JR 埼京線ほか「大宮駅」バス 6 分 徒歩 4～7 分
	コンフォール本郷町	本郷町 971	138	ニューシャトル「東宮原駅」徒歩 10 分 JR 高崎線「宮原駅」徒歩 20 分
	北大宮	植竹町 1-60-1	30	東武アーバンパークライン「北大宮駅」徒歩 7 分
大宮区	大宮公園駅前ハイツ	寿能町 1-31	127	東武アーバンパークライン「大宮公園駅」徒歩 2～3 分
見沼区	大宮大和田	大和田町 2-235	30	東武アーバンパークライン「大和田駅」徒歩 12 分 JR 宇都宮線「土呂駅」14～15 分
	アーバンみらい東大宮 西一番街	春野 2-4	195	JR 宇都宮線「東大宮駅」バス 10 分 徒歩 4～6 分
	アーバンみらい東大宮 東一番街	春野 1-6 ほか	520	JR 宇都宮線「東大宮駅」バス 14 分 徒歩 1～5 分
中央区	アーバンハイツ与野	下落合 1006	142	JR 京浜東北線「与野駅」徒歩 5～7 分
	コンフォール与野本町西	本町西 4-17-25	101	JR 埼京線「北与野駅」徒歩 15 分又はバス 5 分 徒歩 1 分 JR 埼京線ほか「大宮駅」バス 7 分 徒歩 1 分
桜 区	田島	田島 6	1,816	JR 武蔵野線「西浦和駅」徒歩 3～14 分
浦和区	コンフォール領家	領家 6-11	102	JR 京浜東北線「北浦和駅」徒歩 16～18 分
南 区	武蔵浦和駅前ハイツ	別所 7-1-33	94	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」徒歩 3 分
	浦和白幡	白幡 4-13-24	337	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」徒歩 12～13 分 JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」バス 8 分 徒歩 1 分 JR 京浜東北線ほか「浦和駅」バス 10 分 徒歩 1 分
	浦和別所ハイツ	別所 2-38	203	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」徒歩 11～12 分
	コンフォール南浦和	南浦和 3-18 ほか	1,357	JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」徒歩 9～12 分
	南浦和第二	南浦和 3-49-53	59	JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」徒歩 10 分
	南浦和第三	南浦和 3-42 ほか	40	JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」徒歩 10 分
	うらわいーストシティ けやき街	大谷口 5413	324	JR 武蔵野線「東浦和駅」徒歩 16～19 分 又はバス 2 分 徒歩 2～5 分 JR 京浜東北線ほか「浦和駅」バス 14 分 徒歩 2～5 分
	うらわいーストシティ ひのき街	大谷口 5733	30	JR 武蔵野線「東浦和駅」バス 2 分 徒歩 8 分 JR 京浜東北線ほか「浦和駅」バス 12 分 徒歩 6 分
緑 区	うらわいーストシティ かえで街	東浦和 2-73-1	140	JR 武蔵野線「東浦和駅」徒歩 13 分 又はバス 2 分 徒歩 2～3 分 JR 京浜東北線ほか「浦和駅」バス 14 分 徒歩 7～9 分

⑥ サービス付き高齢者向け住宅



サービス付き高齢者向け住宅とは、状況把握（安否確認）や生活相談などのサービスを受けることができる、高齢者が安心して暮らせるバリアフリー構造の賃貸住宅等の住まいです。

● サービス付き高齢者向け住宅の概要

①入居条件

- ・ 60 歳以上の方
 - ・ 要介護認定または要支援認定を受けている 60 歳未満の方
- ※入居者の配偶者など、一定の条件を満たす方が同居することも可能です。

②住宅の特徴

- ・ 高齢者が安心して暮らせるバリアフリー構造の賃貸住宅等の住まいです。
- ・ 完全個室で居室の広さは原則 25 m²以上です。ただし居間・食堂・台所そのほかの住宅の部分に入居者が共同して利用するために十分な面積を有する場合は、18 m²以上の場合もあります。
- ・ トイレ、洗面設備、収納、浴室、台所の設備が完備されています。収納、浴室、台所は共同で利用する場合があります。

③提供されるサービス

- ・ 状況把握（安否確認）サービス（必須）
ケアの専門家^{*}が利用者の部屋へ定期的に訪問する等のサービスです。
※ケアの専門家
 - 介護職員初任者研修課程の修了者
 - 社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員
 - 医師 ● 看護師 ● 准看護師 ● 介護福祉士 ● 社会福祉士 ● 介護支援専門員
- ・ 生活相談サービス（必須）
ケアの専門家が日々の生活相談に応じてくれるサービスです。
- ・ その他サービス
食事の提供や介護サービスなど、日常生活に必要なサービスの提供を行います。
※サービス提供の有無や内容は住宅によって異なります。自分に必要なサービスが提供され、その内容が納得のいくものかをよく確認してください。

● サービス付き高齢者向け住宅をお探しの方へ

市内のサービス付き高齢者向け住宅の情報は、下記「高齢者住宅協会」ホームページの「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」で閲覧できます。

(<https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>)

詳しいサービス内容や入居に関しては、各住宅に直接お問い合わせください。



問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/005/p015328.html>

4 住環境・空き家に関すること

(1) 住環境に関すること

① みどりの街並みづくり助成制度



市街地の緑化を推進し都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成しています。

助成を受けるためには様々な条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 みどり推進課 電話：829-1423 FAX：829-1979

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/019/008/006/p069553.html>

② 生け垣助成制度〔さいたま市公園緑地協会〕



公益財団法人 さいたま市公園緑地協会では、居住する住宅の道路に接する部分に新たに生け垣を作ろうとする方へ、その費用の一部を助成しています。

助成を受けるためには様々な条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 電話：836-5678 FAX：836-5200

ホームページ <https://www.sgp.or.jp/midori-fuyasou>

③ 自主的景観形成推進団体の認定及び助成制度



個性豊かで魅力あふれる都市景観のためには、市民の皆さん・事業者の皆さん・行政が協力して、様々な景観づくりの取組を行うことが必要です。

一定の地区で優れた景観づくりを自主的に推進することを目的として活動を行う団体を自主的景観形成推進団体に認定し、支援として助成制度を設けています。

問い合わせ先 都市計画課 電話：829-1409 FAX：829-1979

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/009/003/p050243.html>

④ 浄化槽設置整備事業補助金（助成金）



浄化槽処理促進区域内において、単独処理浄化槽（し尿のみ処理する浄化槽）及び汲み取り便槽を使用されている方が、一定条件のもと新たに合併処理浄化槽（し尿と生活排水を一緒に処理する浄化槽）を設置する際、補助金を交付します。

ただし、建築確認申請を伴う際の入れ替えの場合には補助対象となりませんのでご注意ください。

問い合わせ先 環境対策課 電話：829-1331 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/013/p002373.html>

⑤ 雨水貯留タンク設置補助制度



雨水貯留タンクとは建物の雨どいに接続して、雨水を貯めるタンクです。植物の水やりなどに使えて節水でき、非常時の水の確保にもなります。

さいたま市では市内の建物に雨水貯留タンクを設置した方に対して、上限3万円とし、購入費及び設置工事費の約半額を補助します。

申請用紙は、ホームページ、各区役所情報公開コーナー、環境対策課窓口にあります。



問い合わせ先 環境対策課 電話：829-1331 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/915/008/003/p040103.html>

⑥ 私道排水設備工事補助制度



下水道処理区域内で、私道に排水設備を共同で設置する場合、工事の補助を行っています。

1 補助額 全額

2 対象私道 幅員 1.8 メートル未満の私道で、設置する排水設備の利用家屋が 2 以上、所有者全員の土地使用承諾を得ること。ただし、工事によっては一部補助対象外となる場合があります。

※1.8 メートル以上の私道については、北部・南部建設事務所下水道建設課へご相談ください。

問い合わせ先 西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方

北部建設事務所 下水道管理課 電話：646-3249 FAX：646-3267

中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方

南部建設事務所 下水道管理課 電話：840-6249 FAX：840-6269

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/003/005/004/p053308.html>

⑦ 私道舗装等整備費用補助制度



本事業は、市道として認定することが困難な私道に舗装等整備を行う者に費用の一部を助成し、交通安全の確保と生活環境の向上に資することを目的としています。

● 対象となる道路（次の各号すべてに該当するものとする。）

- 1 建築基準法第 42 条に規定された道路又は第 43 条第 2 項各号に規定された敷地であるもの。
- 2 現況幅員が 1.8メートル以上あるもの（側溝整備を行なう場合は現況幅員 4メートル以上あり、かつ、道路としての位置が確定しているもの。）
- 3 排水施設を整備する場合は、流末排水に支障がないもの。
- 4 公道から公道へ通じており不特定多数の人が利用しうるもの、又は、4戸以上の家屋が建ち並び不特定多数の人が利用しうるもの。
- 5 私道敷地の所有者及び、私道に隣接する土地の所有者全ての同意を受けているもの。
- 6 私道に接続する道路が舗装されているか、又は申請年度中に舗装が予定されているもの。
- 7 本助成制度等により整備を受けたことのある私道については 20 年を経過しているもの。

問い合わせ先	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は 北部建設事務所 道路安全対策課 電話：646-3205 FAX：646-3265 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は 南部建設事務所 道路安全対策課 電話：840-6205 FAX：840-6266
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/018/007/003/p001988.html

⑧ 生ごみ処理容器等購入費補助金



家庭から出される生ごみを減量するため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機を購入した方に、購入費の一部を補助します。

※補助を受けるためには要件があります。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先	廃棄物対策課 電話：829-1335 FAX：829-1991
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/010/003/p077064.html

⑨ 狭あい道路拡幅整備事業



建築基準法では、幅員が4メートル未満の道路に接する土地に建物を建てる場合には、建物の敷地はその道路の中心から2メートル後退しなければならないとされています。

さいたま市では、安全で住みよい街づくりのために「さいたま市狭あい道路拡幅整備要綱」を制定し、4メートル未満の道路に接する土地に建築する方やその道路に接する土地を所有している方のご理解、ご協力のもと、後退した部分の土地を寄附していただき、元道と同程度の整備をし、維持管理を行うため、後退用地の分筆・測量にかかる費用を補助しています。(限度額 12 万円)

問い合わせ先	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は 北部建設事務所 建築指導課 電話：646-3237 FAX：646-3268 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は 南部建設事務所 建築指導課 電話：840-6237 FAX：840-6267
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/001/p001922.html

⑩ 中高層建築物の建築に係る紛争相談



中高層建築物を建築しようとする事業者は、建築確認申請前又はさいたま市開発行為の手続に関する条例第8条第1項に規定する申請前に、建築計画のお知らせ標識の設置と、近隣住民に対して事前説明を行うことが、条例により義務づけられています。

中高層建築物の建築では、日照が阻害されたり、工事中の騒音・振動などによって周辺の住環境に影響を与えたりすることがあります。

事業者と住民が十分な話し合いを行うことが大切ですが、自主的な解決が困難となったときは、市長にあっせんや調停を申し出ることができます。

問い合わせ先	標識の設置と 事前説明について	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は 北部建設事務所 建築指導課 電話：646-3235 FAX：646-3268 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は 南部建設事務所 建築指導課 電話：840-6236 FAX：840-6267
	紛争のあっせんや 調停について	建築総務課 電話：829-1538 FAX：829-1982
	ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/016/002/p009258.html

⑪ 地区計画制度



良好な市街地を形成・保全するためには、用途地域や建築基準法で定められているルールだけでは対応できない場合があります。地区計画は、地区を単位としたまちづくりの将来像を定め、その地域の特性に応じた良好な市街地を形成するため、きめ細かなまちづくりのルールを設けることができる制度で、都市計画として定められます。具体的には、建築を行う建築物の用途、形態、敷地などを地区計画に沿って規制・誘導する制度です。

問い合わせ先 都市計画課 電話：829-1403 FAX：829-1979

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/014/004/p086820.html>

⑫ 建築協定制度



建築基準法は、建築物の構造や用途に関して、最低限の基準を定めたものです。しかし、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを実現するためには、必ずしも十分なルールとは言えません。建築協定は、個々の地域の特色を活かしたまちづくりを実現するため、建築物の形態や用途などに関する基準を土地所有者などが申し合わせて、全員の合意により協定を結び、運営していく制度です。

(建築基準法 第4章 建築協定第69条から77条に基づく制度)

問い合わせ先 建築行政課 電話：829-1533 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/010/p005869.html>

ワンルーム形式集合住宅における建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境の確保を図るため、階数が2以上のワンルーム形式集合住宅で住戸等の数が15戸以上のものに対し、建築計画や管理等に関する指導基準を定めています。

問い合わせ先 建築総務課

電話：829-1538 FAX：829-1982



⑬ 防犯の家認証事業 [埼玉県住まいづくり協議会]



住まいづくり協議会では、住宅侵入犯罪に遭いにくいまちづくりへの貢献及び地域住民の防犯意識の高揚・コミュニケーションの向上を目的として、防犯の家認証事業を推進しています。

これは、一定の防犯性能を持つ住戸で、当該事業の申請に係る必須条件をクリアし、かつ住まいの防犯アドバイザーが診断をしてアドバイスをを行った住戸に対し、「防犯の家」のステッカーを交付するものです。

また、「防犯の家」のステッカーの交付を受けた住戸の中から、特に優良な住戸を選定し、「優良防犯の家」のステッカーを交付します。

1 防犯の家 認証基準

次の2点の項目を両方満たすこと

- 住まいの防犯アドバイザーからの診断を受け、アドバイスを受けたこと
- 次の(1)～(3)の必須項目をクリアしていること
 - (1) 玄関 不正開錠が困難な2つの錠の設置
 - (2) 勝手口 不正開錠が困難な2つの錠の設置
 - (3) 窓 補助錠・面格子・雨戸等の設置、又は、防犯ガラス・フィルム等の施工

2 費用

標準診断料 13,000 円 (出張旅費相当を除く)

ステッカー費用 1,000 円

※診断する住宅規模等により、診断料が変わることがあります。



3 有効期間

3年間

※更新には改めての診断が必要です。



問い合わせ先 埼玉県住まいづくり協議会 電話：830-0033 FAX：830-0034

ホームページ https://www.sahn.jp/?page_id=32

⑭ 住宅用火災警報器の設置・維持管理



【設置】

消防法及び火災予防条例により、戸建住宅や共同住宅などすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅火災から大切な命を守るため、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。



【交換時期】

機器が古くなると電子部品の老朽化等により、正確に作動しないことがありますので、10年を目安に交換しましょう。

設置したときに住宅用火災警報器本体側面に記入した「設置年月」または裏面の「製造年月」を目安にしてください。



【メンテナンス】

万が一のときに正常に機能するよう、住宅用火災警報器のボタン等を押して定期的に点検しましょう（概ね1か月に1回）。また、ほこり等が付くと正常に作動しない場合がありますので、半年に1回は掃除機等で取り除くようにしましょう。

問い合わせ先 消防局予防部予防課 又は 各区消防署管理指導課

予 防 課 電話：833-7509

西 消 防 署 電話：625-2861

桜 消 防 署 電話：836-0138

北 消 防 署 電話：654-3685

浦和消防署 電話：833-7284

大宮消防署 電話：648-6552

南 消 防 署 電話：861-0120

見沼消防署 電話：681-0121

緑 消 防 署 電話：875-1832

中央消防署 電話：857-8493

岩槻消防署 電話：749-0121

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/014/004/002/p008060.html>

⑮ 自治会への加入



一定の地域にお住まいの住民により結成される自治会は、地域の課題解決に向け、防犯パトロールや防災訓練、ごみ収集所の管理などに取り組んでいます。その他、運動会や夏祭りなど、住民同士の交流を深めるための活動を行っています。

地域で支えあい、安心して暮らせるまちづくりのために、自治会活動に参加してみませんか。

※自治会への加入は、お住まいの地域の自治会役員にお申し出ください。

※ご自分が加入する自治会名がわからないなど、自治会に関するお問合せは、お住まいの区のコミュニティ課へ。

問い合わせ先

(1) 自治会への加入について

各区役所 コミュニティ課（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/013/007/p022131.html>

(2) 自治会の活動について

さいたま市自治会連合会事務局（コミュニティ推進課内）

電話：829-1068 FAX：829-1969

ホームページ <https://saitama-jichiren.jp/>



各区役所 コミュニティ課

西 区 電話：620-2621 FAX：620-2671 桜 区 電話：856-6131 FAX：856-6273

北 区 電話：669-6021 FAX：669-6161 浦和区 電話：829-6040 FAX：829-6232

大宮区 電話：646-3021 FAX：646-3161 南 区 電話：844-7131 FAX：844-7271

見沼区 電話：681-6021 FAX：681-6161 緑 区 電話：712-1131 FAX：712-1272

中央区 電話：840-6021 FAX：840-6161 岩槻区 電話：790-0123 FAX：790-0261

(2) 空き家に関すること

① 空き家の適正管理に関する相談



空き家等の適正な管理は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」により、所有者や管理者の責務となっています。

空き家等の状態によっては、建物の倒壊や建築材の飛散などの不安を与えたり、雑草・樹木の繁茂などにより、近隣の良好な生活環境を阻害する要因となります。

空き家等を所有又は管理する方は、敷地内の雑草を除去するなど、定期的な管理を行うとともに、家屋などを空き家にする場合には、近隣の方に連絡先を伝えておくなど、適正な管理にご協力ください。

問い合わせ内容	問い合わせ先	電 話	F A X
空き家等全般について	環境総務課	829-1325	829-1991
近隣の空き家等に関する相談窓口 各区役所 くらし応援室	西 区	620-2626	620-2762
	北 区	669-6026	669-6162
	大宮区	646-3027	646-3162
	見沼区	681-6026	681-6162
	中央区	840-6028	840-6162
	桜 区	856-6136	856-6273
	浦和区	829-6052	829-6231
	南 区	844-7137	844-7270
	緑 区	712-1138	712-1272
	岩槻区	790-0128	790-0262
ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/013/p020381.html			

② マイホーム借上げ制度〔移住・住みかえ支援機構〕



一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 (JTI) の「マイホーム借上げ制度」は、住宅の所有者が老人福祉施設に入所したり、住みかえをするなどして空き家になっている、もしくは空き家になる予定の住宅を借上げ、ファミリー世帯など広い家を必要とする方に賃貸住宅として転貸する制度です。当制度では、50歳以上の方のマイホームを借上げて転貸し（県内の物件は特例で50歳未満も利用可能）、空室時にも安定した賃料収入を保証します。これにより、自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

利用できる条件等がありますので、以下の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構

電話：03-5211-0757 受付時間：9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）

ホームページ <https://www.jti.or.jp/>

③ さいたま市シルバー人材センターの空き家管理業務



さいたま市と公益社団法人 さいたま市シルバー人材センターは、空き家等の適正管理を促進するため、「空き家等の適正管理の促進に関する協定」を締結しています。

この協定は、本市とシルバー人材センターが相互に連携・協力し、所有者等による空き家等の適正な管理を促進することにより、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、良好な生活環境の確保及び安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的としています。

シルバー人材センターは、市内に空き家等を所有している方などに代わり、空き家等の管理に関する次の業務を行います(有料)。

1 シルバー人材センターが行う業務内容

- ・ 空き家の除草、つた等の撤去(ただし、高さ4メートル以内)
- ・ 植木の伐採(ただし、高さ4メートル以内)
- ・ 空き家の見回り(窓の開閉等)
- ・ 小修繕(網戸、襖、その他の簡単な修繕等)
- ・ 大工仕事(簡単な板塀修理等) など

2 お見積り、お申込み

各事務所へ直接ご連絡ください。

問い合わせ先	電 話	F A X
大宮事務所 (西区、北区、大宮区、見沼区)	667-1150	667-0666
浦和事務所 (桜区、浦和区、南区、緑区)	884-5111	811-3206
与野事務所 (中央区)	852-8923	852-8874
岩槻事務所 (岩槻区)	756-7790	756-2120

問い合わせ先 環境総務課 電話：829-1325 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/013/p020381.html>

④ 金融機関が実施する「空き家関連ローン」



所有者による空き家の活用・解体を促進することにより、空き家が管理不全な状態になることを防止し、公共の福祉と地域の振興に寄与することを目的に、さいたま市と4金融機関は、次のとおり連携・協力した取組を行っています。

1 連携金融機関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、城北信用金庫

2 取組内容

市が空き家所有者に対し、必要に応じて各金融機関が取り扱う「空き家関連ローン」の情報を提供することで、所有者による自主的な空き家の活用・解体を促進します。「空き家関連ローン」の詳細については各金融機関にお問い合わせ下さい。

3 融資資金の用途

- (1) 空き家の解体
- (2) 空き家解体後の駐車場等の造成や土地の有効活用に係る各種設備
- (3) 空き家の改築・改装
- (4) 空き家の防災・防犯上の設備対策

※各金融機関によって、融資内容、融資対象等が異なり、申込にあたっては審査があります。

問い合わせ先 環境総務課 電話：829-1325 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/013/p020381.html>

⑤ 空き家の持ち主応援隊（埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度）



空き家の管理、売却、賃貸、解体などを相談、委託できるお近くの不動産事業者を、不動産団体のサイトで検索できます。登録されている業者は、不動産団体が実施する講習を受講するなど一定の要件を満たしています。不動産団体のサイトには、業者ごとに空き家の管理サービスの内容、料金の目安等が掲載されています。

<各団体による登録制度のサイトについて>

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 (<https://www.takuken.or.jp/akiya/>)

公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部 (<https://saitama.zennichi.or.jp/akiya/>)



問い合わせ先 埼玉県 建築安全課 電話：830-5524 FAX：830-4887

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/akiyakanrisyatouroku.html>

⑥ さいたま市空き家ワンストップ相談窓口



公益法人や NPO 法人と協働し、空き家の所有者等が抱えるさまざまな相談に対しワンストップで適切な助言・提案を行う相談窓口を市内に設置しています。

「実家の空き家を相続したけどどうしよう」、「空き家を誰かに売りたい、貸したい」、「空き家を定期的に管理して欲しい」など空き家の「相続」、「売却・賃貸（利活用）」、「管理」などでお悩みの方は、ぜひ、ご利用ください。相談にあたっては、各相談窓口の相談員が対応し、弁護士・税理士などの専門家、不動産業者・解体業者などの協力事業者と連携・協力し、具体的な助言・提案を行います。

相談窓口実施事業者		電 話	F A X	管轄区
NPO 法人空家・空地管理センター		0120-336-366	03-6300-9921	全区
NPO 法人空き家対策協会		795-0536	794-0160	全区
(公社) 埼玉県 宅地建物取引業協会	さいたま 浦和支部	834-6711	834-6713	中央区、桜区、 浦和区、南区、 緑区
	大宮支部	643-5051	641-8784	西区、北区、 大宮区、見沼区
	埼葛支部 岩槻地区	757-7588	757-7599	岩槻区
(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部		866-5225	866-5181	全区
(公財) 日本賃貸住宅管理協会 埼玉県支部		615-3838	652-8591	全区

問い合わせ先 環境総務課 電話：829-1325 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/013/p066529.html>

⑦ 「さいたま市版 すまいの終活ナビ」



空き家対策の推進を図るため株式会社クラッソーネと協定を締結し、空き家の除却の促進や「家」について考えるきっかけづくりとして、株式会社クラッソーネが運用している解体概算費用や土地売却査定価格相場を WEB 上で提示する「さいたま市版 すまいの終活ナビ」を紹介しています。

問い合わせ先 環境総務課 電話：829-1325 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/001/p112598.html>

5 福祉に関する相談窓口等

① シニアサポートセンター（地域包括支援センター）



高齢者の方が、住みなれた地域でいきいきと安心した生活ができるように支援を行う総合相談窓口です（相談は無料）。専門知識を持った保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うため、市内に27のシニアサポートセンター（地域包括支援センター）を設置して、土日を含めて年中無休（年末年始を除く）で開所しています。また、介護者支援・交流のための介護者サロンや、認知症支援・交流のためのオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催しています。まずはお電話等でお気軽にご相談ください。

※お住まいの住所によって相談するセンターが決まっています。相談するセンターが不明な場合は、お住まいの区の区役所高齢介護課（介護保険係）（P.83）までお問い合わせください。

シニアサポートセンター一覧

令和6年6月1日時点

区	シニアサポートセンター名	所在地	電話	FAX
西 区	西区北部圏域シニアサポートセンター 三恵苑	中釘 2162-4 星本ビル1階	620-1312	782-5751
	西区南部圏域シニアサポートセンター くるみ	西遊馬 771-2	622-8103	622-8104
北 区	北区北部圏域シニアサポートセンター 緑水苑	吉野町 1-27-13	662-7350	662-7360
	北区東部圏域シニアサポートセンター 諏訪の苑	本郷町 348-2	662-7600	662-7608
	北区西部圏域シニアサポートセンター ゆめの園	日進町 2-813	653-0544	653-2727
大宮区	大宮区東部圏域シニアサポートセンター 白菊苑	寿能町 2-21-3	658-5588	648-5582
	大宮区西部圏域シニアサポートセンター 春陽苑	大成町 2-397-3	661-8611	654-9212
見沼区	見沼区北部圏域シニアサポートセンター さいたまやすらぎの里	卸町 2-21-1	680-3289	680-3230
	見沼区東部圏域シニアサポートセンター 敬寿園七里ホーム	大谷 2022-1	681-6614	681-6200
	見沼区西部圏域シニアサポートセンター 大和田	大和田町 2-1387-1	685-8791	685-5514
	見沼区南部圏域シニアサポートセンター 敬寿園	南中野 287 ソレイユ南中野 101	681-5151	681-5152
中央区	中央区北部圏域シニアサポートセンター ナーシングヴィラ与野	本町東 6-10-1	859-5375	857-8532
	中央区南部圏域シニアサポートセンター きりしき	新中里 2-8-6	858-2121	858-6969
桜 区	桜区北部圏域シニアサポートセンター 彩寿苑	宿 400	857-6517	857-6500
	桜区南部圏域シニアサポートセンター ザイタック	田島 5-25-8 U21 ビル2階	836-3503	836-3507
浦和区	浦和区北部圏域シニアサポートセンター かさい医院	針ヶ谷 3-13-18	823-3031	823-3032
	浦和区東部圏域シニアサポートセンター スマイルハウス浦和	領家 4-13-3	813-7710	813-7731
	浦和区中部圏域シニアサポートセンター ジェイコー埼玉	北浦和 5-2-7	834-3782	834-3794
	浦和区南部圏域シニアサポートセンター 尚和園	東岸町 8-8	813-8915	883-8696
南 区	南区東部圏域シニアサポートセンター 社協みなみ	南浦和 2-38-8 ケーアイビル2階	871-1230	883-2760
	南区中部圏域シニアサポートセンター ハートランド浦和	別所 3-16-11-101	836-2929	836-2333
	南区西部圏域シニアサポートセンター けやきホームズ	四谷 2-10-17 寺本ビル1階、2階	710-7555	710-6555
緑 区	緑区北部圏域シニアサポートセンター リバティハウス	松木 3-29-5	875-3111	875-3112
	緑区南部圏域シニアサポートセンター 浦和しづや苑	中尾 925	876-1770	876-1821
岩槻区	岩槻区北部圏域シニアサポートセンター 松鶴園	古ヶ場 11	795-2653	793-3155
	岩槻区中部圏域シニアサポートセンター 社協岩槻	本町 3-2-5 ワッツ東館3階	758-4395	758-8099
	岩槻区南部圏域シニアサポートセンター 白鶴ホーム	東岩槻 4-5-10(移転前)	790-3311	790-3312
	※令和6年8月1日移転予定	東岩槻 2-5-26(移転後)	794-3939	794-3940

問い合わせ先 いきいき長寿推進課 電話：829-1257 FAX：829-1981

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/001/p003506.html>

② 障害者生活支援センター



障害者生活支援センターでは、地域で生活する障害のある方とその家族などに対する住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援の他、差別や虐待など権利侵害の通報や相談も受け付けています。

また、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、教育や就労に関する相談や情報の提供、障害のある方一人ひとりに応じたサービスの利用援助などを行っています。

西 区	北 区
〒331-0071 西区高木 123-4 カーサ辰巳 1 階 【全障害】 西区障害者生活支援センター（ゆめの園） 電話：623-1768 FAX：622-8807	〒331-0812 北区宮原町 2-62-17 【身・知】 北区障害者生活支援センター（みぬま） 電話：796-5705 FAX：796-5706 【精 神】 北区障害者生活支援センター（ベルベッキオ） 電話：661-7092 FAX：661-7093
大宮区	見沼区
〒330-0841 大宮区東町 1-141-6 第 2 吉田ビル 1 階 【身・知】 大宮区障害者生活支援センター（みぬま） 電話：650-6460 FAX：795-4721 【精 神】 大宮区障害者生活支援センター（やどかり） 電話：795-4720 FAX：795-4721	〒337-0042 見沼区南中野 467-1 スガヤハイツ 105 【身・知】 見沼区障害者生活支援センター（来人） 電話：682-0677 FAX：682-0670 【精 神】 見沼区障害者生活支援センター（やどかり） 電話：682-1101 FAX：687-0517
中央区	桜 区
〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-7 【全障害】 中央区障害者生活支援センター（来夢） 電話：859-7231 FAX：852-3276	〒338-0837 桜区田島 4-10-8 1 階 【全障害】 桜区障害者生活支援センター（さくらとぴあ） 電話：783-7800 FAX：783-7799
浦和区	南 区
〒330-0074 浦和区北浦和 5-6-7 レジデンス北浦和 104 【身・知】 浦和区障害者生活支援センター（むつみ） 電話：824-3640 FAX：793-6376 【精 神】 浦和区障害者生活支援センター（やどかり） 電話：793-6373 FAX：793-6376	〒336-0022 南区白幡 5-11-16 【全障害】 南区障害者生活支援センター（あみ〜ご） 電話：866-5098 FAX：866-5128 〒336-0027 南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 1 階 【全障害】 南区障害者生活支援センター（社協ひまわり） 電話：710-8105 FAX：864-0570
緑 区	岩槻区
〒336-0926 緑区東浦和 3-2-7 サンライトマンション 103 号 【全障害】 緑区障害者生活支援センター（むつみ） 電話：607-1467 FAX：607-1467	〒339-0054 岩槻区仲町 2-5-3 一条ビル 1 階 【全障害】 岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし） 電話：793-4701 FAX：793-4702

【全障害】 すべての障害のある方の相談窓口です。
【身・知】 主に身体障害、知的障害のある方の相談窓口です。
【精 神】 主に精神障害のある方の相談窓口です。

問い合わせ先 障害福祉課 電話：829-1255 FAX：829-1981

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/005/p002725.html>

③ 福祉まるごと相談窓口



福祉まるごと相談窓口は、生活にお困りの方や福祉のさまざまな課題を抱えた方等の相談を包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う福祉の総合相談窓口です。

福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、さまざまな生活上の困りごとや不安を抱えている方の相談をお伺いし、どのような支援が必要か一緒に考え、以下の支援を中心とした具体的な支援プランを作成します。また、相談内容に応じて、適切な関係機関をご案内するなど、他の関係機関とも連携して包括的な支援を行います。

1 住居確保給付金

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、又は失うおそれの高い方に、求職活動等を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。

2 家計改善支援

家計の状況を「見える化」し、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援などを「家計再生プラン」にまとめ、自らの力で家計を管理できるよう支援していきます。

3 一時生活支援

一定の住居を持たず、経済的にもお困りの方で、今後、就労等により安定した生活を送ることを目指す方に対し、一時的な生活の場として宿泊場所の提供などの生活支援を行います。

4 学習支援

市内で開催する学習支援教室において、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

5 就労準備支援

「しばらく仕事から離れている」など、すぐに仕事を始めることに不安がある方に、ビジネスマナーの習得やパソコン操作のスキルの向上等就労に必要な基礎能力の向上のための支援を行います。

6 就労訓練

すぐに一般企業等で働くことが難しい方を対象に、就労体験や、支援付きの雇用を提供し、一般就労に向けた支援を中・長期で実施します。

ご相談は、お住まいの区の福祉まるごと相談窓口で受け付けています。

※お住まいが無い場合は、最寄りの福祉まるごと相談窓口にご相談ください。

福祉まるごと相談窓口（各区役所 福祉課内）

西 区 電話：620-2656 FAX：620-2762 桜 区 電話：856-6261 FAX：856-6272

北 区 電話：669-6056 FAX：669-6167 浦和区 電話：829-6196 FAX：829-6238

大宮区 電話：646-3065 FAX：646-3165 南 区 電話：844-7161 FAX：844-7277

見沼区 電話：681-6058 FAX：681-6162 緑 区 電話：712-1162 FAX：712-1270

中央区 電話：840-6052 FAX：840-6165 岩槻区 電話：790-0191 FAX：790-0265

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/002/p088576.html>

④ 生活保護制度



生活保護は、病気やケガ、介護などにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第 25 条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。この制度は生活保護法に基づいて行われます。

保護には、次の 8 種類の扶助があります。

- 1 生活扶助…毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- 2 住宅扶助…家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。
- 3 教育扶助…義務教育にともなって必要な学用品代、給食費などの費用です。
- 4 医療扶助…病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用です。
- 5 介護扶助…介護サービスが必要な場合の費用です。
- 6 出産扶助…出産に要する費用です。
- 7 生業扶助…技術を身につけるための費用や高等学校の就学費用などです。
- 8 葬祭扶助…葬儀などに要する費用です。

生活保護を受けるには、本人や家族などの申請が必要です。申請先は、福祉事務所（区役所の福祉課）です。

福祉事務所の相談員が生活に困っている状況や、資産の活用、能力の活用、扶養義務者の援助、他の制度の活用などについて話をうかがいます。生活保護制度の説明を理解していただいた上で、申請書を提出していただきます。

経済的にお困りで家賃が払えない方、また住宅に関することにかかわらず、生活にお困りの方は、お住まいの区の福祉事務所までご相談ください。

各区役所 福祉課（保護係）

西 区 電話：620-2654 FAX：620-2762 桜 区 電話：856-6164 FAX：856-6272

北 区 電話：669-6054 FAX：669-6167 浦和区 電話：829-6124 FAX：829-6238

大宮区 電話：646-3054 FAX：646-3165 南 区 電話：844-7164 FAX：844-7277

見沼区 電話：681-6054 FAX：681-6162 緑 区 電話：712-1164 FAX：712-1270

中央区 電話：840-6054 FAX：840-6165 岩槻区 電話：790-0156 FAX：790-0265

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/002/p032098.html>

⑤ 外国人総合相談センター埼玉〔埼玉県国際交流協会〕



外国人総合相談センター埼玉では、12言語（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、ロシア語、ウクライナ語）とやさしい日本語による相談と情報提供を行っています。

生活全般に関する相談のほか、労働相談、入国・在留手続きに関する入管相談、法律相談及び福祉相談を行っています。

自治体（県庁、市町村役場）や病院など県内の公的機関からの依頼に基づいて、窓口職員と外国人との会話を仲立ちする電話仲介通訳も実施しています。

1 相談日時

毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く） 9:00～16:00

2 対応言語

英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、ロシア語、ウクライナ語、やさしい日本語

※専門相談（労働相談、入管相談、法律相談及び福祉相談）の場合、状況によっては対応できない言語があります。

3 相談方法

- ① 電話：833-3296
- ② F A X：833-3600
- ③ 電子メール sodan@sia1.jp（@は小文字の@で、@siaの次は半角数字の1です。）
- ④ 来所（専門相談）※予約が必要です。

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階

JR 京浜東北線「北浦和駅」西口徒歩約10分

4 その他

埼玉県ホームページにおいて「賃貸住宅の借り方・住むときのルール」という多言語ガイドブックを掲載・PDFファイルがダウンロード可能となっています（5言語 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・日本語）。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/sumaisupport.html>)



問い合わせ先 外国人総合相談センター埼玉（公益財団法人 埼玉県国際交流協会）

電話：833-3296 FAX：833-3600

ホームページ <https://sia1.jp/foreign/advice/>

6 税・都市計画・建築・土木等

(1) 税に関すること

① 税の種類と問い合わせ先

税の種類	問い合わせ先
固定資産税 都市計画税 (市税)	さいたま市 北部・南部市税事務所資産課税課 又は さいたま市 南部市税事務所資産課税課 (償却資産係) P.85 参照
個人住民税 (市税・県税)	さいたま市 北部・南部市税事務所個人課税課 又は さいたま市 北部市税事務所法人課税課 (特別徴収係) P.85 参照
不動産取得税 (県税)	<岩槻区以外の方> 埼玉県 さいたま県税事務所 電話：822-5131 <岩槻区の方> 埼玉県 春日部県税事務所 電話：737-2110
所得税 相続税 贈与税 (国税)	<西区、北区、大宮区、見沼区の方> 大宮税務署 電話：641-4945 <中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方> 浦和税務署 電話：600-5400 <岩槻区の方> 春日部税務署 電話：733-2111
登録免許税 (国税) [登記に関する証明]	さいたま地方法務局 電話：851-1000 証明書交付窓口 北区宮原町 1-852-1 さいたま市プラザノース 2 階 岩槻区本町 3-1-1 岩槻駅東口コミュニティセンター 2 階

② 税制に関する特例

住宅に係る税金の負担を軽減する主な特例を紹介します。問い合わせ先は、前ページ表をご覧ください。



● 住宅の取得に利用可能な税制特例

- ・ 住宅ローン減税【所得税・個人住民税】
- ・ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・ 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録免許税】

※住宅用家屋証明の発行は各区くらし応援室土木担当（緑区はくらし支援担当）(P.83)にて実施。

- ・ 不動産取得税に係る特例措置【不動産取得税】
- ・ 新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】
- ・ 認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税】
- ・ 認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税】
- ・ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】

● 住宅のリフォームに利用可能な税制特例

- ・ 住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
- ・ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・ 耐震改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・ 省エネ改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・ バリアフリー改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・ 長期優良住宅化リフォームに関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・ 同居対応改修に関する特例措置【所得税】
- ・ 子育て対応改修に関する特例措置【所得税】

● 住宅の譲渡に利用可能な税制特例

- ・ 居住用財産の譲渡に関する特例措置【所得税、個人住民税】
- ・ 空き家の発生を抑制するための特例措置【所得税、個人住民税】

※被相続人居住用家屋等確認書の交付は環境総務課（電話：829-1325）にて行っています。

（ホームページ：<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/001/p048672.html>）



- ・ 認定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡に係る課税の特例
（15号：一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設）【所得税、個人住民税】

● マンションの大規模修繕に利用可能な税制特例

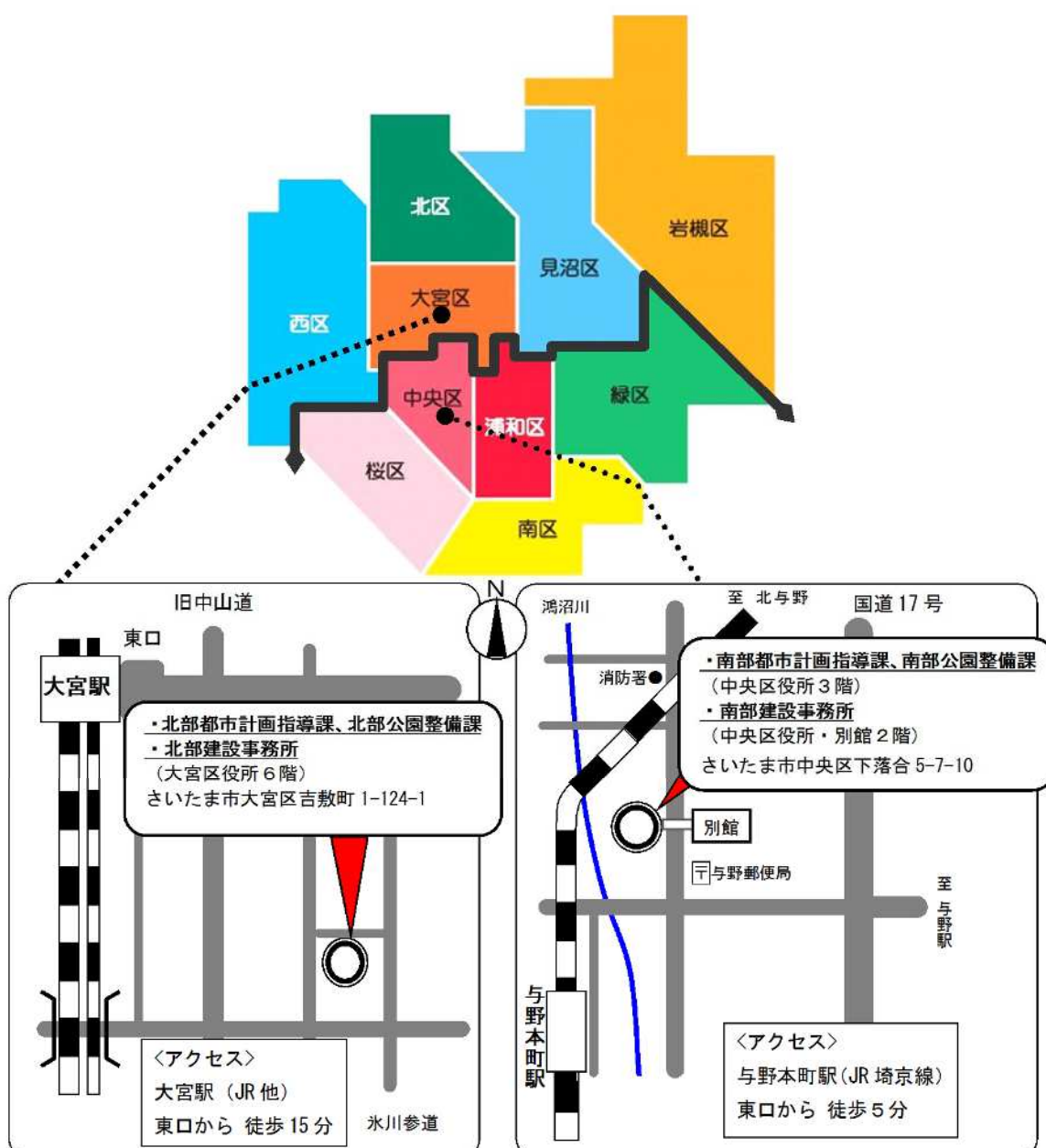
- ・ マンション長寿命化促進税制【固定資産税】

(2) 都市計画・建築・土木に関すること

① 業務の担当区域

さいたま市の都市計画・建築・土木に関する窓口は、区域によって下記のとおりとなります。

- 西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区について
⇒北部都市計画指導課、北部公園整備課 及び 北部建設事務所
- 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区について
⇒南部都市計画指導課、南部公園整備課 及び 南部建設事務所



② 「都市計画指導課、公園整備課」で取り扱う主な業務と担当窓口

業務内容	担当課
<p><都市計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○用途地域・都市計画道路等の指導、都市計画に関する案内 ○都市計画関係証明書等の発行 ○都市計画法第 53 条建築許可の申請（市街地再開発事業区域を除く） ○地区計画の届出 ○都市計画図の販売 ○地価調査関係図書の閲覧（令和 3 年分まで） <p><屋外広告物条例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物条例に基づく許可申請 ○違反屋外広告物の簡易除却 ○景観形成型広告物整備地区内の届出 （北部都市計画事務所のみ） <p><景観条例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観条例に基づく一定規模以上の建築物等の届出・指導 ○景観条例に基づく特定地区内の行為の届出・指導 （北部都市計画事務所のみ） <p><駐車場></p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場法に基づく届出 ○建築物駐車施設の附置等に関する条例に基づく駐車場の届出・指導 （共同住宅等を除く） 	<p>都市計画事務所 都市計画指導課(都市管理係) （北部）電話：646-3178 （南部）電話：840-6178</p>
<p><開発行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ○開発行為等の許可等申請 ○開発行為の手続に関する条例に基づく手続き 	<p>都市計画事務所 都市計画指導課（開発係） （北部）電話：646-3184 （南部）電話：840-6184</p>
<p><都市計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○風致地区内の建築等の規制・許可申請（北部公園整備課のみ） <p><公園・緑地></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地地区に係る証明書等交付 ○公園・公園施設・緑地等の設計・整備・改修及び維持管理・修繕 （他の所管に属するものを除く。） ○公園の使用許可・占用許可の申請 ○開発行為に係る公園及び緑化の協議・指導 	<p>みどり公園推進部 北部公園整備課 電話：646-3179 南部公園整備課 電話：840-6179</p>

③ 「建設事務所」で取り扱う主な業務と担当窓口

業務内容（道路・河川・水路）	担当課
○道路・河川・水路の境界確認、占用許可・施行承認申請 ○認定路線番号・幅員の照会 ○特殊車両の通行許可及び認定	土木管理課 (北部) 電話：646-3199 (南部) 電話：840-6198
○生活道路の整備 ○交通安全施設の整備 ○無電柱化の整備 ○私道舗装等整備費用助成制度の申請受付・検査 ○橋りょうの補修 ○くらしの道路整備事業	道路安全対策課 (北部) 電話：646-3205 (南部) 電話：840-6205
○都市計画道路の整備 ○国県道等、幹線道路の整備	道路建設課 (北部) 電話：646-3211 (南部) 電話：840-6211
○道路の維持・補修 ○橋りょうの維持 ○街路樹などの管理 ○道路の清掃 ○スマイルロード整備事業	道路維持課 (北部) 電話：646-3225 (南部) 電話：840-6223
○道路・街路・河川・水路及び下水道の事業用地の取得	用地課 (北部) 電話：646-3217 (南部) 電話：840-6217
○河川・市街化調整区域内の水路の整備・管理・補修	河川整備課 (北部) 電話：646-3230 (南部) 電話：840-6230

業務内容（下水道）	担当課
○下水道・市街化区域内の水路等の維持補修 ○下水道使用料・受益者負担金 ○排水設備の申請受付・検査 ○水洗便所改造資金貸付 ○下水道台帳の閲覧	下水道管理課 (北部) 電話：646-3248 (南部) 電話：840-6248
○公共下水道の改築及び地震対策の設計に関すること ○公共下水道の改築及び地震対策の工事に関すること	下水道再整備課 (北部) 電話：646-3255 (南部) 電話：840-6255
○公共下水道の汚水事業に係る設計及び工事に関すること ○公共下水道の浸水対策事業に係る設計及び工事に関すること ○排水路の設計及び工事に関すること	下水道建設課 (北部) 電話：646-3262 (南部) 電話：840-6263

業務内容（建築）	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○違反建築物の指導 ○狭あい道路後退用地の寄附に対する補助 ○中高層建築物の建築に係る紛争防止条例に基づく届出 ○建設リサイクル法に基づく届出 ○建築基準法の道路種別 ○道路の位置の指定及び廃止 (道路位置指定申請函等の閲覧及び写しの交付) ○既存ブロック塀等改善事業の助成 ○建築基準法に基づく許可 (仮設建築物、法第43条第2項) 及び仮使用の認定(特定行政庁) ○バリアフリー法に基づく認定 ○長期優良住宅の認定 ○だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出 ○建築物(一戸建て住宅)の耐震診断及び耐震補強工事等の助成 	<p>建築指導課</p> <p>(北部) 電話：646-3235</p> <p>(南部) 電話：840-6236</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等に係る審査及び確認ならびに中間検査及び完了検査 ○建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付、 建築台帳記載事項証明書の交付 ○仮使用の認定(建築主事) ○建築物の形態規制(斜線・日影) ○低炭素建築物新築等計画の認定 	<p>建築審査課</p> <p>(北部) 電話：646-3242</p> <p>(南部) 電話：840-6242</p>

④ その他関連する業務の窓口（窓口の所在地にご注意ください）

業務内容（上水道）	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○道路に埋設された水道本管及び給水装置（個人管）の埋設調査に関する事(審査) ○給水装置工事の受付、設計審査に関する事(審査) ○開発行為等に係る給水に関する事(調整) 	<p>水道局 給水工事課</p> <p>さいたま市浦和区針ヶ谷 1-18-2</p> <p>水道局針ヶ谷庁舎 3階</p> <p>電話：714-3090（審査）</p> <p>714-3188（調整）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○道路に埋設された水道本管の維持管理に関する事 	<p>水道局 維持管理課</p> <p>さいたま市北区東大成町 2-445-1</p> <p>水道総合センター3階</p> <p>電話：788-2210</p>
<p>以下の庁舎でご案内する内容もありますので、あらかじめ水道局電話受付センターにご確認ください。</p> <p>水道局水道庁舎（さいたま市浦和区常盤 6-14-16）</p> <p>北部水道営業所（さいたま市北区盆栽町 200-1）</p> <p>水道局電話受付センター 電話：665-3220</p>	

業務内容（その他関連する業務）	担当課
○公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）の届出及び申出	建設局 土木総務課 さいたま市役所 11 階 電話：829-1485
○農地の転用に関する事	農業委員会 農地調整課 さいたま市役所 10 階 電話：829-1903
○農業用排水路等に関する事 ○農業振興地域整備計画変更の相談・申出 ○農用地区域証明・農用地区域外証明の交付 ○森林法に基づく森林の土地の所有者届、森林の伐採届に関する事	経済局 農業環境整備課 さいたま市役所 7 階 電話：829-1377(農振・森林) 電話：829-1379 (水路)
○騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業実施の届出 ○土壌汚染・浄化槽の設置等に関する事 ○水質汚濁防止法に基づく届出 ○大気汚染防止法に基づく届出	環境局 環境対策課 さいたま市役所 7 階 電話：829-1332 (騒音振動) 電話：829-1331 (水質土壌) 電話：829-1330 (大気)
○高度地区の特例による認定・許可（都市計画） ○国土利用計画法の届出（開発調整） ○大規模開発行為等に係る届出・近隣説明報告書の閲覧（開発調整） ○低未利用土地等確認書の申請（開発調整）	都市局 都市計画課 さいたま市役所 9 階 電話：829-1403 (都市計画) 電話：829-1427 (開発調整)
○生産緑地地区の指定及び変更に関する事 ○生産緑地地区の行為の許可、指導等に関する事	都市局 みどり推進課 さいたま市役所 9 階 電話：829-1414
○埋蔵文化財に関する事 ○指定文化財に関する事 ※さいたま市埋蔵文化財包蔵地地図は、各区役所の情報公開コーナー及びさいたま市ホームページでも確認できます。	教育委員会 文化財保護課 さいたま市役所第二別館 2 階 電話：829-1724 (埋蔵) 電話：829-1723 (指定)
○児童生徒の増加に伴う措置 ○通学路の安全確保	教育委員会 学事課 さいたま市役所第二別館 2 階 電話：829-1646
○学校用地の確保に関する事	教育委員会 学校施設整備課 さいたま市役所第二別館 2 階 電話：829-1642
○住宅用家屋証明書の発行 ○簡易な道路の補修修繕 ○自転車等駐車場の附置に関する条例に基づく届出（駐輪場に限り） ○開発行為に伴う駐車場・駐輪場の設置に関する事	各区役所 暮らし応援室 P.83

※お問い合わせの内容によっては、担当の窓口が異なる場合がありますので、不明な点がございましたら、あらかじめお電話にてご確認ください。

各区役所の関係窓口一覧

	高齢介護課 高齢福祉係	高齢介護課 介護保険係	くらし応援室 くらし支援担当	くらし応援室 土木担当
西区	電話:620-2667 FAX:620-2762	電話:620-2668 FAX:620-2762	電話:620-2626 FAX:620-2762	電話:620-2628 FAX:620-2762
北区	電話:669-6067 FAX:669-6167	電話:669-6068 FAX:669-6167	電話:669-6026 FAX:669-6162	電話:669-6028 FAX:669-6162
大宮区	電話:646-3067 FAX:646-3165	電話:646-3068 FAX:646-3165	電話:646-3027 FAX:646-3162	電話:646-3028 FAX:646-3162
見沼区	電話:681-6067 FAX:681-6160	電話:681-6068 FAX:681-6160	電話:681-6026 FAX:681-6162	電話:681-6028 FAX:681-6162
中央区	電話:840-6067 FAX:840-6167	電話:840-6068 FAX:840-6167	電話:840-6026 FAX:840-6162	電話:840-6028 FAX:840-6162
桜区	電話:856-6177 FAX:856-6271	電話:856-6178 FAX:856-6271	電話:856-6136 FAX:856-6273	電話:856-6138 FAX:856-6273
浦和区	電話:829-6152 FAX:829-6238	電話:829-6153 FAX:829-6238	電話:829-6049 FAX:829-6231	電話:829-6054 FAX:829-6231
南区	電話:844-7177 FAX:844-7277	電話:844-7178 FAX:844-7277	電話:844-7136 FAX:844-7270	電話:844-7138 FAX:844-7270
緑区	電話:712-1177 FAX:712-1270	電話:712-1178 FAX:712-1270	電話:712-1137 FAX:712-1272	電話:712-1138 FAX:712-1272
岩槻区	電話:790-0168 FAX:790-0267	電話:790-0169 FAX:790-0267	電話:790-0128 FAX:790-0262	電話:790-0130 FAX:790-0262

	支援課 障害福祉係	コミュニティ課 地域活動係	福祉課 保護係	福祉まると 相談窓口
西区	電話:620-2662 FAX:620-2766	電話:620-2621 FAX:620-2671	電話:620-2654 FAX:620-2762	電話:620-2656 FAX:620-2762
北区	電話:669-6062 FAX:669-6166	電話:669-6021 FAX:669-6161	電話:669-6054 FAX:669-6167	電話:669-6056 FAX:669-6167
大宮区	電話:646-3062 FAX:646-3166	電話:646-3021 FAX:646-3161	電話:646-3054 FAX:646-3165	電話:646-3065 FAX:646-3165
見沼区	電話:681-6062 FAX:681-6166	電話:681-6021 FAX:681-6161	電話:681-6054 FAX:681-6162	電話:681-6058 FAX:681-6162
中央区	電話:840-6062 FAX:840-6166	電話:840-6021 FAX:840-6161	電話:840-6054 FAX:840-6165	電話:840-6052 FAX:840-6165
桜区	電話:856-6172 FAX:856-6276	電話:856-6131 FAX:856-6273	電話:856-6164 FAX:856-6272	電話:856-6261 FAX:856-6272
浦和区	電話:829-6143 FAX:829-6239	電話:829-6040 FAX:829-6232	電話:829-6124 FAX:829-6238	電話:829-6196 FAX:829-6238
南区	電話:844-7172 FAX:844-7276	電話:844-7131 FAX:844-7271	電話:844-7164 FAX:844-7277	電話:844-7161 FAX:844-7277
緑区	電話:712-1172 FAX:712-1276	電話:712-1131 FAX:712-1272	電話:712-1164 FAX:712-1270	電話:712-1162 FAX:712-1270
岩槻区	電話:790-0163 FAX:790-0266	電話:790-0123 FAX:790-0261	電話:790-0156 FAX:790-0265	電話:790-0191 FAX:790-0265

市税事務所の関係窓口一覧

担当課		北部市税事務所		南部市税事務所	
		電話	FAX	電話	FAX
北部・南部 市税事務所 個人課税課	普通徴収 第1～3係	(大宮区担当) 普通徴収第1係 646-3102	646-3164	(浦和区担当) 普通徴収第1係 829-1386	829-6236
		(西・見沼区担当) 普通徴収第2係 646-3103		(中央・緑区担当) 普通徴収第2係 829-1387	
		(北・岩槻区担当) 普通徴収第3係 646-3104		(桜・南区担当) 普通徴収第3係 829-1389	
北部 市税事務所 法人課税課	特別徴収係	646-3271	646-3164	—	
	法人・諸税係	646-3272	646-3164		
北部・南部 市税事務所 資産課税課	土地 第1・2係	(西・北・大宮区担当) 土地第1係 646-3114 家屋第1係 646-3119	646-3164	(中央・桜・浦和区担当) 土地第1係 829-1570 家屋第1係 829-1572	829-1916
	家屋 第1・2係	(見沼・岩槻区担当) 土地第2係 646-3115 家屋第2係 646-3120		(南・緑区担当) 土地第2係 829-1571 家屋第2係 829-1573	
南部 市税事務所 資産課税課	償却資産係	—		829-1186	829-1916

【北部市税事務所】大宮区役所5階（大宮区吉敷町1-124-1）

【南部市税事務所】ときわ会館1・2階（浦和区常盤6-4-21・さいたま市役所隣接）

さいたま市住宅ガイド
(令和6年9月)

発行 さいたま市建設局建築部住宅政策課
〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話 048-829-1520
FAX 048-829-1982

※この冊子は、ホームページでもご覧になれます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/>

さいたま市役所のトップページから、「暮らし・手続き」→「住まい・暮らし・相談」→「住まい・住居」→「住まいに関する情報」へとお進みください。

のびのび
シティ
さいたま市



この冊子は 1,800 部作成し、1部当たりの作成経費は、284 円です。